

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（第4回）議事録

1. 開催日時 平成26年11月10日（木）13時30分～15時

2. 開催場所 文化会館中会議室

3. 出席者

下田直樹委員（委員長）、西田俊光委員（副委員長）、
荒井敏子委員、足立誠之委員、神谷澄子委員、相馬茂委員、野坂秋美委員、枝川芳子委員、
白川洋子委員、西田良枝委員、谷岡智恵委員、石井克典委員、坂本大樹委員、愛場弘子委員、
森嶋宏治委員、小田知宏委員、内村好夫委員、新宅秀樹委員、長谷川祐二委員、
上林正和委員、小瀧修委員、橋野まり子委員

4. 議題

- (1) 計画策定スケジュールについて
- (2) 障がい者福祉計画の素案について

5. 資料

- (1) 議題1資料 計画策定スケジュール
- (2) 議題2資料1 浦安市障がい者福祉計画（素案）
- (3) 議題2資料2 「障がい者福祉計画」に関する策定委員会等での指摘事項

6. 議事

事務局：ただいまより、平成26年度第4回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を開会いたします。

開会に当たり、事務局より委員の皆様にお願いがございます。当委員会におきましては、視覚及び聴覚に障がいのある方が委員として参加されております。千葉県のある人に対する情報保障のためのガイドラインに基づきまして、誰が発言しているのか、視覚障がい及び聴覚障がいのある委員にわかるよう、ご発言の際は挙手いただき、委員長より、〇〇委員、お願いますと指名を受けてから、団体名とお名前を名乗っていただき、その後、発言いただくようお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、下田委員長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

委員長：今回、議題は2つでございます。1つは、計画策定のスケジュールについて、それから障がい者福祉計画の策定素案についてということで、前回の委員会ではたくさんの意見をいただきました。この意見をできる限り反映させまして素案をつくらせていただきました。

では、まず初めに、計画策定のスケジュールにつきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局：議題1、資料の（1）計画策定スケジュールについて、簡単に説明させていただきます。前回にお示したものと大きく変わっている部分が1点ございます。パブリックコメントの実施日です。当初は12月1日とお知らせしておりましたが、健康福祉部内のほかの計

画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、健康福祉部内の4つの計画をあわせまして、1月1日にパブリックコメントを同時に開催することといたしました。

そのためほかの流れも若干変わっております。まず、今回いただいたご意見と、11月に開催する本人部会、12月に開催するこども部会の意見を受けまして、12月5日に修正案を作成して委員の皆様にお送りいたします。委員の皆様は、修正案に再度ご意見がある場合は12月15日までに事務局にご連絡ください。事務局は、ここに出た意見等を検討しまして、パブリックコメント用の素案を作成いたします。また、パブリックコメント後の1月に相談支援部会、権利擁護部会、地域生活支援部会がごぞいます。こちらの意見を収集し、案に反映させていきたいと考えております。

2月中旬に第5回福祉計画策定委員会を開催し、パブリックコメントの実施結果報告、いただいたご意見と、それに対する回答の報告と、素案を検討していただきます。また、このパブリックコメントの実施結果報告につきましては、市のホームページなどでも公開してまいります。最終的に3月上旬を目指しておりますけれど、第6回福祉計画策定委員会を開催し、次期福祉計画の策定をここでを行います。スケジュールは以上となっております。

委員長：ありがとうございます。ただいまのスケジュールの説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。それでは、ないようでございますので、次の議題の2のほうに移らせていただきます。

議題の2としましては、障がい者福祉計画の素案についてということで、それにつきましても前回、前々回のご意見を踏まえて修正が施されておりますので、その点を中心にご説明を申し上げたいと思います。

事務局：今回、皆様にお渡ししている資料ですが、今までお示した第1編、障がい者計画と、第2編、障がい福祉計画をあわせて一つの計画といたしました。

また、それに加えまして、計画の基本的事項として、計画を策定した趣旨や、法律や制度の動向、また、計画の位置づけや計画の対象期間、次の期間は27年から29年度の計画になります。また、計画の対象者、そして策定の方法、計画の推進体制とフォロー体制について、基本的事項として掲載しております。

今回、この基本的事項と障がい者計画、障がい福祉計画をあわせたものもパブリックコメントに提出いたします。パブリックコメント後に、統計資料や委員の皆様の名簿や福祉計画策定委員会の概要などを参考資料としてつけて、福祉計画を製本する予定でございます。

まず、今回新たにつけ加えさせていただいたのは、計画の基本的事項になります。この部分につきましては、障がい者計画、障がい福祉計画全体を通しての趣旨や方向性などを掲載しております。

現在の計画ですと、それぞれの計画についていろいろと趣旨などやフォロー体制などの説明をつけていたのですが、こうしたものの障がい者計画、障がい福祉計画を合本にして計画を進めてまいりますので、基本的事項は一つにまとめさせていただきました。

こちらを一度読んでいただいていることを前提といたしまして、なるべく皆様からの意見をお伺いしたいと思います。

私からは1点、計画の推進とフォロー体制のことについて、つけ加えさせていただきます。

本来、PDCAサイクル、計画・プラン、実行・ドゥー、評価・チェック、見直し・アクションのPDCAサイクルですが、国の方針では、障がい福祉計画、第2編のほうに適用されてるものでしたが、私ども浦安市といたしましては、第1編、第2編あわせて障がい福祉計画とみなしておりますので、第1編、第2編ともに、このPDCAサイクルを採用いたし

ます。

また、このPDCAサイクルを用いまして計画を検証する期間は、主な期間は自立支援協議会及び各部会となりますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

では、一度切らせていただいて、基本的事項について、何かご意見などございましたらお伺いしたいと思います。

委員長：はい、ありがとうございます。

それでは、まず、基本的事項につきまして、ご質問、ご意見を受けたいと思いますが、何かございますでしょうか。では、次に進ませていただきます。

事務局：次に、第1編、障がい者計画へのご意見を伺いたいと思います。事前資料として計画のほかに指摘事項一覧もお渡ししているかと思えます。主な指摘事項はこちらに記入されておりますが、このほか全体的な文章の見直し、推敲などを行っております。

資料の差しかえがございます。指摘事項の一覧の7ページに相当する部分なのですが、計画の49ページに相当する部分です。子どもへの支援の充実のうちの進路選択の充実に関する部分です。ご指摘事項として、「小学校・中学校の修了時には、児童生徒の教育的ニーズを把握し、本人・保護者の希望を尊重しながら合意形成を図り」の部分は国の方針によるものだと思うが、浦安市は以前から、最終的には本人、保護者の選択とうたってきた。合意形成という言葉に置きかえると、本人、保護者の選択の部分が薄まるのではないか。このご指摘を受けまして、次のように修正させていただきました。読み上げます。

「そして、本人や保護者の希望を尊重した就学相談に努め、就学後も継続した丁寧な相談を実施していくことが必要です。」に改めました。修正事項は以上です。

特に全体的にご指摘事項を通して修正が入っておりますので、前回のものと比較していただきまして、何かこの第1編でご意見がございましたらお伺いしたいかと思えますが、いかがでしょうか。

委員長：何かございますでしょうか。あるいはご意見でも結構でございますが、ありますか。

副委員長：障がい者就労支援センターの西田です。これは確認ですが、指摘事項の6ページ目に「担当者に伝えました」というコメントがあるんですが、担当者に伝えましたということは、どこかでこれは文章として我々が見ることはできるのでしょうか。

事務局：教育委員会のほうの部署に、計画策定委員会の中でご意見がありましたということではお伝えさせていただきましたが、それがどういうふうな形で教育施策のほうに反映されるのか、もしくはどういうふうになるのかというあたりまでは、ちょっとまだ詰めてませんので、確認してお伝えすればよろしいでしょうか。

副委員長：就労支援センターの西田ですが。福祉施策に掲げているものと、教育施策で書かれているものと、市とすれば同じという理解してるんですかねということ、確認で一番したいところなんです。違うんだったら、どちらの文言に統一しなかったら、僕ら少なからず、読むとどうしても意味が違うという理解をしたことは前回も言ったとおりなんです。そこはどうなのかということが一番確認したいところです。

橋野委員：障がい事業課の橋野です。まず、市の施策については、大きな表現の違い等あってはならないので、そこは確認して、必要によって合わせるようにしていきたいと思えます。

ただ、この学校の決定ですけれども、国の障害者基本計画の中にも、この就学の仕組みの決定についてはされてあるんですけれども、原則として市町村教育委員会が就学先を決定する仕組みづくり方は、厚生労働省のほうの障害者基本計画の中にも入っているんですね。この条件をなるべく国の基本計画にも合った形で、市の両方の教育施策でも文章と、それから

障がい者福祉計画での文章が合うような形に調整はしていきたいと考えておりますので、次回以降、どのような形になったかということをご報告したいと思いますが、ここで直接教育施策についての検討する場ではないというところは、ひとつご理解いただきたいと思いますので。

副委員長：すみません、教育施策をここで論じたいなんて思ったつもりではなくて、我々は福祉施策を論じようと言われていて論じていて、そんな中で、全然別な方向で別なことが書かれていれば、どっちが主かということは、ある意味でははっきりしてもらわないことには。

国が書いてるということは、もう10数年前から我々はわかってることなのであって、それを平成13年に浦安市が検討した結果、今の文言になってるはずなんです。ですから、昔から国が書いたことについて踏襲したわけではなくて、市独自の見解に触れて浦安市は施策をやってきたはずなんですよ。

過去何年か前にも一回、文言が消えたことがあったんです。同じような感じで、障がい者の進学の進路を指導されるときには、本人並びに保護者のことを尊重するという文言が書かれていて、それがいつしかまた消えちゃって、また一回戻ったという経緯があるんですね。

ここで学校が指定するという文言に振り返っているから、教育施策は当然論じたくない、そのとおりでありますけども、福祉施策とこれが違うということは整合性はやっぱりとってほしいというのが、ここを議論しているものとして、意見として述べているわけでありまして、きょうは教育委員会も来てないから見解を聞けないんだけども、同じような議論を6年前にもした記憶があって、それじゃおかしいよねとって議論をした記憶があって、また同じ議論をするという。この議論が薄くなって、また昔に戻ってということを繰り返しているもんですから、あえて意見を聞かせてもらいました。

橋野委員：障がい事業課の橋野です。きょうその文書を用意できてなくて申しわけありません。

教育研究センターの山本所長は、市議会の決算委員会と重なったため、むを得ず、出席できない状況になっておりますので、次回必ず確認して、文書も見ていただくような形で、報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長：よろしいでしょうか。そのほかございますか。指摘事項についての修正案は出ておりますので、そちらのほうでも十分な修正ではないのか、そういったご意見もあろうかと思っておりますので、よしとさせていただきますと思います。

では、また後で、お気づきになりましたら、戻っていただいて結構ですので、2編に移らせていただきます。

事務局：第2編に入ります前に、第1編については意見が一つだったんですか、今後について確認させていただきたいと思います。

部会での意見を受けて、修正版を12月5日に送付する予定ですが、その前にお気づきの点などございましたら、今月中にメールでも文書でも電話でもファクスでも、何でも結構ですので、事務局にお寄せいただけたらと思います。

また、こちらの計画ですが、後日ホームページに委員会の資料としてアップいたしますので、所属の団体や事業所などで回覧いただいても結構ですので、団体の中で意見をまとめていただいて、障がい事業課のほうにご意見をお寄せいただければと思います。

また、団体や事業所で回覧するにあたり、部数が必要ということでありましたら、必要な部数をお送りいたしますので、いつでもお申しつけください。

では、次に、第2編の部分についてのご意見をいただきたいかと思っております。こちら第2回策定委員会で提示させていただきましたが、ご意見を受けて修正した点につきましては、

ご指摘の一覧を掲載しています。修正箇所をごらんいただいて、もしくはまた新たにご意見などございましたら伺いたいかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長：はい、いかがでしょうか。第2編ということで、こちらにつきましては、これまで出されたご意見や、あるいはご指摘を踏まえて修正を施しております。何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

事務局：では、時間に余裕があるようですので、第2編の修正箇所について、先にお送りした資料の読み上げにはなりますけれど、第2編、障がい者計画、サービスの見込み量とその確保策について掲載した部分について、修正点を読み上げたいと思います。

まず、全体的に修正したところ、修正したところというか、ご指摘をいただいた箇所ですが、見込み量の取り扱いについて、第2編、この計画の中ではどのように盛り込まれていくのかというご質問がございました。この第2編の障がい福祉計画については、今までの実績と見込み値の大体の確保策を掲載する形での計画となっています。この見込み量に対応すべく、第1編にて取り組みの方向性を記載しております。また、見込み量と予算の関係でございしますが、この見込み量を用いて大体のサービスの需要が把握できますので、これをもって予算編成を進めていくという手順になります。

また、見込み量の具体的な担保策を記載してほしいというご意見が地域生活支援部会からございました。この計画は、第2編で見込み量、第1編で事業の取り組みの方向性を示しておりますので、この計画をもとに予算の組み立てや新規事業の検討を行っております。第2編では見込み量、第1編では方向性を示すものとしております。

また、地域生活への移行目標についてご意見がございました。地域生活の移行で、施設入所者を29年度までに3人減らす目標があるが、どういった基準で3人としているのかというご質問がございました。こちらは、施設からグループホームに移行するケースなどを想定しています。の93ページに相当いたします。

また、94ページに就労の目標が掲載しております。こちらは以前、こちらにも掲載しておりますが、浦安市は手帳所持者に対しての一般就労移行者の割合が全国平均と比較して高いため、国が目標値と掲げております2倍以上ではなく14%としておりました。こちらですが、具体的な数字を上げたほうがよいのではないかという意見を受けまして、追加いたしました。平成23年度の統計になりますが、一般就労移行者、手帳所持者、手帳を持っている方で就労した方の割合ですが、全国平均の約2.5倍、近隣市の約3倍となっております。これをもちまして、国の指針である平成24年度の2倍以上の一般就労を見込んでほしいという数値から、浦安独自の14%アップを提示させていただきました。

また、101ページですが、就労継続A型は労働時間数という目標値を設けるべきではないかというご意見がございましたが、こちら日中活動系のサービスは日額の報酬となっておりますので、時間での実績の報告がなく、集計が難しくなっております。また、国からも基準が示されないため、目標値の掲載ができません。この取り組みの中に、市の日中活動系サービスのサービス提供時間への考え方を追記させていただきました。また、この取り組みのところで1日6時間以上のサービスの提供を推奨していると掲載させていただきました。

また、就労継続B型の26年度以降のふえ方が少ないのではないかというご指摘を受けまして、これまでの利用者数の推移や今後の就労移行支援からの移行数、市内の事業所数を検討いたしまして、見込み量の修正を行いました。人日、実利用人数も増やしております。

また、102ページですが、家庭で生活していて、グループホームに入りたい人を支援する目標値はあるのかというご質問に対しまして、居住系サービスの取り組みのところに見込

み値を入れさせていただきました。

また、103ページに相当しますが、相談支援の取り組みについて。相談支援の今後の取り組みに基本相談の充実にも取り組むような文章を入れてほしい。また、権利擁護の観点からも、いろいろな意味でのモラルが壊れていかないよう、計画相談のチェック機能のような内容を掲載してほしいというご意見がございました。これを受けまして、今後の取り組みを修正いたしました。内容を読み上げます。「障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、サービス等利用計画の推進に努めます。また、障がいのある人や保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言などを行い、福祉サービスが必要な方にはサービス利用につなげる基本相談も強化します。そのために民間の相談支援事業者に対して補助金の交付による側面的支援を継続するとともに、指定事業へ参入を推奨します。また、サービス等利用計画の質の向上を目指して、自立支援協議会等で計画の検証にあたります。」このような文章に変更させていただきました。

次に、障がい児支援の取り組み、105ページになりますが、利用実績が人数だけの表記になっていて、見込み量は人日という表現があるが、なぜ違うのかというご意見を受けまして、利用実績のところにも人日も追加させていただきました。

また、107ページ、地域生活支援事業、必須事業の取り組みについてというのがございますが、基本相談は地域生活支援事業の相談支援事業の中の障がい者相談支援事業に該当するかと思うが、計画相談と相談支援事業が順番としてばらばらになっているからわかりづらい。わかりやすい記載にしてほしいというご意見がございました。申しわけございませんが、この第2編の構成や記載の順番につきましては、国等の指針にのっとってつくっております。第1編のほうは比較的こういった形で自由につくらせていただいているんですけど、第2編はあらかじめ決まったフォーマットなどがございまして、それに準拠してつくらせていただいております。

また、同じく地域生活支援事業の取り組みについてのご意見で、意思疎通支援事業の入院時コミュニケーション支援事業の見込み量の根拠はというご質問がございました。こちら一度、福祉計画策定委員会でも報告させていただいたかもしれないんですが、再度報告します。入院のコミュニケーション支援事業は、1名ないし2名の利用者でここ数年、利用していただいております。この数字や実績をもとに、ここでは2名と見込ませていただいております。

また、111ページ、地域生活支援事業、任意事業の取り組みについてご意見がございました。放課後デイサービスや給付事業に移行するから日中一時支援は減るのだろうという見込みがあったが、今回、30%伸びてきている。この分析はどうなっているのかというご質問がございました。こちら福祉計画策定委員会で一度ご報告させていただいたとは思いますが、再度報告いたします。

放課後利用については、放課後等デイサービスに移行している方もいるのが事実ですが、最近ではスポーツや療育に特化した日中一時支援を行っている事業所もふえております。18歳以上の日中一時支援の利用の方がふえているという実態がございまして。全体の数自体は、手帳を持っている方の数が若干毎年ふえ続けておりますので、その伸びからも今後も一定の割合でふえ続けていくと考え、この数字とさせていただきます。

以上、第2編についての指摘事項とその回答でございまして、第2編をご提示してからかなり数カ月たっておりますので、ここで確認のため、読み上げさせていただきました。

委員長：ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見、ご指摘、ございますでしょうか。

足立委員：視覚障害者の会「トパーズクラブ」の足立です。ちょっと雰囲気がかたいんでね、発言しにくいんですけども、部会でも、皆さんが非常に真剣に議論なさってる中で、就学についてどうするかという悩みをお持ちの方というのは非常に多くなってまして、私もそういう話を聞きました。

それで、発達障がいのお子さんのことだと思いますけれど、お母様としては特別の学級に入れていただいたほうがいいんじゃないかということを考えておるんですけども、どうもそれは一方的に普通の学級に入れて大丈夫だというような言い方されて、悩んでおられるという話を聞きました。こういうことについての相談というのは、どこに持っていけばいいんですか。それをちょっとお聞きしたいんですけど。

事務局：就学についての相談は、まなびサポートで行っております。

委員等：雰囲気がかたいということなんですが、どうぞざっくばらんに意見を出していただいて。パブリックコメントを前にしていますので、ちょっと緊張があるかもしれませんが。

石井委員：社会福祉協議会の石井です。素案を読ませていただいて、何カ所かちょっと気になった点があります。まず3ページ目、「法律の整備など、により」となっていたのと、4ページ目障害者支援法のところの鍵括弧がなかったりとか、26ページの現状の課題の部分の改行、29ページの取り組み方向の③番は「利用者」ではないかと思いましたので、訂正をお願いします。

それから、65ページのUコミサポート事業って、具体的にどういうふうな形になるのかを教えてくださいなと思います。

それと、多分これから調整をされると思うんですけど、段落がばらばらになってるところがありましたので、そろえていただきたいなと思いましたので、よろしく願いいたします。

小瀧委員：障がい福祉課の小瀧です。このUコミサポート事業というのは、市が閉庁している時間帯に本人が何か困ったことがあった場合に、この会社に委託しておりまして、この会社にファクスが流れて、本人の代行をしていくというような事業です。例えば病院の予約をしていたというときに、あとは会社の休みとか、そういったところをファクスを会社に流して、会社の者が、受けた委託会社の者が本人のかわりに連絡先に電話をしましてコンタクトをとるといったような、コミュニケーション代行みたいなものですね。

閉庁というのは、閉庁時と限定してるのは、開庁時には手話通訳者設置事業をやっておりますので、そちらがかわりに行うというふうになっております。以上です。

委員長：ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

西田委員：基幹相談の西田です。遅くなってしまって申しわけありませんでした。

素案の16ページなんですけれども、自己決定を尊重したサービスの提供っていうところで、「また、サービスの質的・量的充実を目指すため、民間の事業者の連携と新規事業者が参入しやすい環境を整備します」というふうにあります。これほかのところにも出てくるんですけど、民間の事業者の連携というのは何を指すのかなというふうに思いますし、サービスの質と量を充実させるのであれば、既存の事業所の充実と新規事業者が参入しやすい環境というような。何か新規参入ばかり書いてあって、既存のところは連携しか書いてないんですね。だから、やっぱりそこだとちょっと不足なんじゃないかなというふうに、思いました。

それから、26ページの②本人の意思の尊重というところで、相談の、福祉生活支援の充実なんですけれども、これは前の会議のときにも私が発言したと思うんですが、ここがどうしても文章に保護者や介護者の意向を踏まえながらとかということが入っていると、きっと

保護者とか介護者の意向もきちっと相談に乗りますよということがここでは伝えたいんじゃないかなとは思いますが、やっぱり本人と支援者や本人と保護者の利益が相反するということは多々ありまして、本人の立場に立ちきるといふことと、ちゃんと介護者や保護者の相談にも乗りますよという2文に分けたほうがいいんじゃないんでしょうか。何か意思決定とか自己尊重とか言いながら、何かすごくわかりづらいんじゃないかという意味で前回発言させていただいたので、もう一回ちょっとご検討いただきたいなというふうに思います。

それから、その次のページの27ページの専門的な相談体制の充実と連携の促進の中で、「障がいがある人や保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言などを行い、福祉サービスが必要な方にはサービス利用につなげる基本相談支援も強化します」となっているので、ほかの文章にもあったんですけど、基本相談支援というのはサービスにつなげることを指すのではなくて、障がい福祉サービスには直接つながらないんだけど、障がいがあることによって生きづらさが環境の中であって、それに対する相談という部分も含まれているので、ここはむしろサービスにつながらない部分の相談をきちっと受けますよということの書くことが望ましいのではないのでしょうかということをおもいました。

それから、サービスの利用計画の質の向上を目指して、自立支援協議会等で計画の検証に当たりますと。その次に、基幹センターを中心に指定事業者との連携を推進しますっていうふうになってるんですが、基幹相談支援センターの事業としては、事例検討ですとか研修会ですとか、相談員の資質の向上に対しての事業を行っていますので、そういうふうな書き方にしたほうがいいのかおもいました。

それから、在宅福祉の、29ページぐらいからのことなんですけど、どこというふうに言うのが難しいんですけど、先ほどご説明があったと思うんですが、医療的なケアというのは、今の段階では通所施設でやると。それも看護師さんがやるというふうに考えているというふうにかかれていたと思うんですが、在宅にいる人たち、今、相談を受けていて、この前も会議で話しましたがけれども、通所に通えない状態の子どもたちや、通所には行くんだけど自立している大人の医療的なケアの必要な人たちというのは、ヘルパーさんがいないと、いわゆる介護者が医療的なケアができないと、そこの生活はすごく揺らぐわけで、家族の負担というところを考えるのであれば、やっぱり介護者に医療的なケアをさせて、してもらっていくというところは、自立支援協議会やこの策定委員会でも発言されてますので、ここを何か計画の中に検討課題としても落とさないというのは、何かここだけ、ここまではっきりと考えてませんというのは、何か理由があるのであれば何か教えていただきたいなというふうに思っています。やっぱり通所を充実すれば家族の負担は、そこに通わせておけば減るんだという短絡的なことではないんじゃないかなというふうに私は思っています。

事務局：皆様にごいただいたご意見は、事務局で一度受けとめまして、12月5日発送版に、今回のようにご指摘事項と回答という形で示させていただきたいかと思っております。

また、今いただいたご意見の中で、在宅福祉サービスの中の医療的なケアの医療の関係なんですけど、こちらについては39ページの保健・医療・リハビリテーションの充実の中の在宅サービスの充実というところで掲載しておりますので、もしこちらの掲載内容でまだ十分ではないというご意見ございましたら、いただければと思います。

では、今いただいたご意見は取りまとめまして、12月5日版で検討を反映させていただきたいと考えております。

西田委員：基幹の西田です。教育のところの話なんですけれども、修正案が出ていて、本人や保護者の希望を尊重した就学相談に努めますというふうになってるんですけど、今日は手

元に資料を持ってきませんでした。やはり私としては、生活のところをきちっとうたって
いていただきたいのと、通常学級においても特別な支援が必要な子たちに支援をしていき
ますということを入言として入れていただきたいというのが、実際やっていच्छるので、
それをちゃんと明確にしていきたいというのが私の意見です。

森嶋委員：パーソナル・アシスタンスともの森嶋です。よろしくお願ひいたします。

今の教育のところなんです、障害者基本計画にのっってという説明がありましたので、
であるならば、その合意形成ができなかった場合、意見の一致がなかった場合の調整の仕組
みという文言はちゃんと入ってるので、そこがちゃんと、この今回の計画にも入れてしかる
べきだというふうには感じました。

それと、これは障がい者の基本計画のインクルーシブ教育という、教育のところでの各論
に入ってる文章だと思うんですが、もともとの前提の中で、各分野に共通する横断的視点と
いうところで障がい者の自己決定の尊重及び意思決定のための支援という文言が書かれてい
て、当事者が決めるんだということが明確に書かれているので、相反してはいるんですけど、
もともと裾野として大きいこちらの部分が対応されてしかるべきかなというふうには感じま
したので、その部分はよろしくお願ひしたいということで、これは意見です。

それと、計画の中で就労支援のA型のところの部分で、日額報酬なので何か縛りを立てた
りというのが難しいというふうに入言がありました、直近の関係課長会議の資料がもうホ
ームページにアップされてるんですが、その中で就労継続のA型について、確かに当事者の
就労の時間が短くて、にもかかわらず、その支援者である職員が8時間丸々勤務しているみ
たいな例が散見されたので、減算という制度ができましたが、それでもまたぎりぎりの減算
にならない時間だけを障がい者は就労の作業に従事させて、職員は8時間働いてると。要す
るに給付が職員のための給付であって、障がい者本来の就労継続、経済的な自立を目指して
いるはずの就労継続のA型の部分に入っていないということを見ても、県もきちんとそこに対
して切り込みなさいという文書が出ているので、何がしかの縛りっていったらちょっと言い
方は過激かもしれませんが、何がしかの文言は、浦安市としてはここは裁量で文言として入
れられるはずですから、何か入れたほうがいいのかというのも、ここも意見です。

ここからはちょっと質疑になるので、数値を教えていただければと思うんですが、具体的
な数字は出なくても、ここにこのように入ってますという説明で構わないので。

訪問サービスを取り組みとか、就労の目標とか、数値目標をここに掲げてますが、これ
だけ見ると、今施設に入ってる人が国の指針にのっって何%出なさいとか、現状、今利用
している人たちがこれぐらいの推移で出ていくだろうという数字に多分なってると思うん
ですが、精神病院に長期入院されてる方たちを国としては今後、がさっと出しなさいと、地域
に出られる人もいるでしょうと。出られない人のために、病院の敷地の中に共同生活のグル
ープホームをつくることは何年間は猶予しますよという、今、ちょっといびつな法案が通っ
てきてますけど、じゃあ浦安市に今、精神障がいの方たちが何人出てくるんですかというの
が、どこの数字に含まれてるのかというのが、見通しとして入ってるのであれば、ここにこ
れぐらいとか、数値としてはわからないけどこの部分で担保されると思いますということ、
ちょっと説明していただきたいなということ。それは、その就労のところとか、日中の活
動の場だったり、ホームヘルプのところのその数値はちょっと気になるので、まずその数
値についての疑問を解消していただければと、お願ひします。

事務局：地域移行についてのご質問なんです、地域移行の見込み数については県が提示するこ
ととなっておりますので、市町村の障がい福祉計画には通常は載らないことが多いのですが、

市町村により、浦安市としましてはそういった方たちをどこで受けとめるかという、第2編の中の3に該当します、居住系サービスの取り組みを充実することによって、受け入れ先をふやしていこうという考えでございます。

また、市町村によっては、そういった地域移行の方を受け入れるために居住系サービスを充実しますという文言を入れている自治体もございますので、これについては、この中に盛り込むかどうかを検討させていただきたいかと思えます。

森嶋委員：わかりました。続けて質問をさせていただきます。これらサービス、居宅系のサービスだけじゃなくて、これらのサービスの数値目標が27年度から29年度のほうに入りました。これらのサービスを確保するための具体的な方策を載せなさいということが、今回からの障がい福祉計画には載せなさいというような国の指針が出てますが、それは具体的にどの辺に出てるのかをお示しいただければと思います。お願いします。

事務局：ご質問への回答になるかどうかわかりませんが、取り組みについては、各サービスの今後の取り組みについて概略を掲載しております。そのさらに方向性を示すものとして、第1編の障がい者計画に補助金の話や支援の話をやっているんですが、これではちょっと不十分であるということであれば、その箇所についてもご指摘いただけたらと思います。

副委員長：就労支援センターの西田です。今に関連して質問ですけどね、精神障がいの方が病院から出てきて、働くのがとても難しい方にサービスを充実するのは、具体的にはどうやってその人が生活するというのをベースに置いて計画をつくっているんですかね。生活保護という意味ですかね。特に浦安は居宅の料金が低い。生活保護っていうのは一定でしたっけ。わからないんですけど、一定ということは、住居が高いから、生活保護が一定の料金だったら生活しづらい。それをどうやって、じゃあ浦安市は担保していくんですかというのは、ここでは考えなくていいというふうに思っていますかね。

橋野委員：障がい事業課の橋野です。たしか3年前の居宅のときに、県の精神病院からの移行数というのを調べたときに、浦安市に置きかえていくと、とても少ないんですね。浦安市がちょっと、3人とか2人とか、そういった数値だったと思うんです。本当にその人たちの生活を考えると、かなり個別性の話にもなるのかなと思うんですね。ただ、生活保護は他課の制度ですので、そちらのほうとも相談させていただきまして、どのような形で障がい福祉計画に盛り込めるのかを検討はさせていただきたいと思えます。

西田委員：基幹の西田です。先ほどちょっと質問した件を、できればお答えいただきたいんですけど、39ページの保健・医療・リハビリテーションの充実の現状と課題を読むと、何かしつつこくて申しわけないんですけど、やっぱり医療的なケアが必要な障がいがある人についても、家族の介護負担を軽減するための支援が必要となっており、通所による日中活動支援への期待も大きくなっていますって書かれている、何かこの根拠って何なんだろうかなって。つまり、例えば短期入院をする人というのは、もう日常的に24時間365日、たんが出れば引なきゃいけないとしますよね。例えばお食事の時間は決まっているから、その時間だけ支援を誰かがすればいいかもしれないんですけど、例えば胃瘻だったり注入だったりしても。そのときになぜ、つまり通所だけあれば、あとは一日どこかに通ってさえいてくれれば、あとは家族が見るからというふうなデータがあるから通所だけを言っているのか、ここはどういうふうにして。アンケートとかやっていますし、医療的なケアの人たちってすごくすごくまだ数としては少ないのかもしれないんですけど、ニーズもここに出てないということにすごく違和感があって、そこをちゃんと伝えたいなって思いますし、上では通所だけを書いてあって、今度は下に来ると在宅サービスの充実って書いてあって、今度は在宅療養推進委員

会というのが出てきて、何ていうのかな、それは通所以外の時間をカバーする、例えば居宅介護支援とか、介護者による訪問とか、訪問看護とか、そういうことが書かれてない理由と、まずこれだけを入れたらいいってきっぱり言っている、この現状の市の考え方をできれば教えていただきたいなと思うんですけど。

事務局：少し補足させていただきます。ご指摘の箇所、確認のため読み上げさせていただきます。

「近年医療の高度化に伴い、地域で生活する重度の障がいのある人がふえてきており、在宅で生活する医療的ケアが必要な障がいのある人についても家族の介護負担を軽減するための支援が必要となっており、通所による日中活動支援への期待も大きくなっています」という表記になっておりますが、こちらは、ちょっと誤解を受けやすい表現であると思いますので、訂正させていただきます。

家族の介護負担を軽減するための支援が必要となっております、で一度切らせていただいて、そしてつなげて、また、通所による日中活動支援への期待も大きくなっていますと書くべきところでした。

家族の介護負担を軽減するために、通所による日中活動支援への期待もあるんだよという意図ではなく、家族の介護負担を軽減するための支援が必要で一遍切りまして、また並行して通所による日中活動支援への期待も大きいという表現に改めさせていただきます。

森嶋委員：パーソナル・アシスタンスともの森嶋です。文言の前に特定広域事業所の新規参入もしくは現状の事業所の拡充だけでなくということが入ると、居宅の部分も、在宅の部分もちゃんと支えるんですよ。それだけではなく、新規で病院から退院してくる人たちというのは、例えばいきなり在宅だけで全部24時間見ましょではなく、日中どこか通所できる場所があったらいいな、その通所できる場所も医療的な行為があったら地域に帰ってこられるんですというところの文章につながるので、できれば入れていただければ整合性がとれるのかなというふうに私は感じました。

西田委員：24年から、喀たん吸引の事業所というのは制度化されていて、事業所も浦安市にもあるわけですし、実際にやっていることを拡充していくんだという方向できちっと書いていただきたい。私がこだわっているのは、まずは通所なんですってきっぱり書かれているのがちょっと気になって。実際にヘルパーが喀たん吸引をしていることもあるわけで、そこをしっかりと書いてもらった上で、そういう事業所も拡大していきましょう。そうすると、在宅でも医療的なケアが受けられますよねって。そういうヘルパーさんも充実していきましょうということを書いていただければいいかなというふうに思いました。

橋野委員：検討させていただきたいと思います。

委員長：検討した上で適切な表現に、今いただいたご意見をもとに適切な表現に改めたいと思います。いかがでしょうか。ほかにありますでしょうか。

西田委員：在宅療養推進委員会というのが何だか教えてください。39ページです。

橋野委員：障がい事業課の橋野です。在宅療養推進委員会というのは、健康増進課が所管している委員会になってまして、健康福祉部の関係各課と、それからここに書いてあります医療、福祉、介護の関係者で構成するもので、特に病院から退院してくるときに、どのような形で在宅療養の体制を整えていこうかというようなことについて話し合いをしているものです。

西田委員：基幹の西田です。そうしますと、ここに書いてある在宅サービスの充実というのは、医療と福祉と介護の関係者というのはどなたなのかなと思うのと、例えばNICUとかで入った医療的なケアが必要なお子さんが退院するときにこういう委員会にかけられるとか、あとは途中でそういう状態になった方たちがかけられたとしても、少なくとも私はこの委員

会を知りませんでしたし、在宅を推進するためにこれをやるというのであれば、ちゃんとした実態がつくられていかないと、この2行目の保健師、介護ボランティア、ソーシャルワーカー等の相談員、民間事業所のホームヘルパーとの連携を強化しますということと、これもすごく抽象的で、連携を強化すると何かサービスができるのかなとか、在宅を支えられるのかなというのが、ちょっとよく本当にわからないので、こちら辺をもうちょっと説明していただきたいなって思います。

新宅委員：健康福祉部長の在宅です。具体的にNICUのお子さんたちを在宅に移行するのに、市の関係者なりメディカルソーシャルワーカーの人たちとの協議の場というのは、多分今はないと思うんです。今、子育てのケアプランというのも全員分をつくるような体制になってきています。そういった意味で、そういう子たちをどういうサービス、どういうやり方があるかという、この連携というのがまず、私が見る限りではちょっととれてないのかなというふうには感じています。

学校の関係の医療的ケアの検討委員会が今月から始めますけども、それぞれ順天堂浦安病院、東京ベイの浦安市川医療センター、それぞれNICUなり、担当の看護師の方にもちょっと入ってきていただきますので、今回の会議は学校関係の会議ですけども、NICUから説明のないまま在宅になっているケースが結構あるということを知っていますので、具体的にここで書き込めるかどうかは別にしろ、そういう何か制度的なものはつくっていきたくとも思っていますし、書きぶりは検討させていただければと思います。

委員長：よろしいでしょうか。今、ご説明がございましたが、今の点も含めて、何かご質問等ございますか。

きょう出ました意見、あるいはご指摘につきましても、文言を書き改めるとか加筆するといった部分も含めまして、このいただいた意見は、事務局で検討した上で12月5日に委員の皆様へ送付します素案に反映させたいというふうに思っております。

また、この後、本人部会とこども部会なども開かれることが予定されておまして、そちらで出た意見もあわせて、12月5日の素案に反映するという形にしていきたいというふうに思います。

事務局では、ぜひその素案にきょうのご意見、あるいは今後の本人部会、こども部会の意見も踏まえて、改めて素案を提示するというところでお願いいたします。

それでは、よろしいですかね。全体を通してご意見とかございませんか。

足立委員：視覚障害者の会「トパーズクラブ」の足立です。今回の福祉計画策定委員会というのは、環境がだいぶかわって、国連の障害者の権利に関する条約をことしの1月に批准して、それから、障害者差別解消法も施行されることになるので、いろんなことが変わってくると思うんですね。実際に変わりつつあるし、変わらなきゃいけない。

例えば障がい者に対する合理的配慮というのは、非常に重みを増してくると思うんですね。ですから、今まで障がい事業課、障がい福祉課だけでやっていたことが、市役所、市全体で取り組んでいかなきゃいけない、市職員の方、一人一人に行き渡るように教育をしていただきたいなど。それで、窓口において問題が出てきたときに、そこで解決する。市役所は計画をつくることで終わるんじゃなくて、ソリューションをもって終了するという格好にしていきたいんで、そういう要望をぜひお聞きいただきたいと思います。

橋野委員：障がい事業課の橋野です。自立支援協議会の権利擁護部会の中では何度か報告をさせていただいたんですが、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に向けまして、内閣府が

話し合いの仕組みですとか課題解決の仕組みをどのように組み立てていくんだという、今、モデル事業を行っております。その中で、全国数カ所の自治体が行っていますが、浦安市は千葉県とセットで、県と市でどういう役割分担をして課題解決に当たっていくんだというモデル事業を今、行っているところです。

また、行政の中での配慮を推進していかなくてはならないということで、法施行に先駆けまして10月に市役所の管理職150人を対象に、内閣府の今のモデル事業の検討会の会長をしています野澤さんに来ていただきまして、合理的配慮等について、まずは管理職からということで研修会を行ったところです。

それから、国のほうから示される指針をもとに、市役所内でのガイドラインをつくって、また、来年度以降も担当部署の職員を対象に研修のほうはこれからも進めていきたいと取り組んでおりますので、よろしくお願いいたします。

委員長：モデル事業ということで、さまざまな形の取り組みを行っているということをお含みおきいただければと思います。ほかによろしいでしょうか。それでは、議題はこれで全て終了いたしました。事務局から、報告事項はございますでしょうか。

事務局：本日、第6回浦安市発達支援セミナーのチラシを配付させていただきました。1月30日金曜日の夕方18時、6時からになりますが、Wave101の大ホールで行います。

通算して6年目のセミナーになるんですけども、当初、こども発達支援センターで始まり、今年から障がい事業課で引き続いて実施をしております。発達わんぱく会さんに業務を委託しておりまして、集客等お手伝いをしてもらってます。

講師には、杉並区立済美教育センターの指導教授をされてます月森久江先生という発達障がいの専門の先生をお呼びしております。多数、著書等もお書きになっておる先生になりますので、ぜひお時間がありましたら、皆さんお誘いの上、来ていただければと思います。

では、次回の協議会の日程をご案内させていただきます。当初の予定を変更いたしまして、次回福祉計画策定委員会は、パブリックコメントを終了し、その結果を集計した後の2月13日金曜日に午後1時30分より、文化会館中会議室で開催いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございました。これで浦安市障がい福祉計画策定委員会を終わらせていただきます。今日は本当にお忙しい中、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

平成26年11月10日（月）
午後1時30分～
文化会館 中会議室

平成26年度第4回浦安市障がい者福祉計画策定委員会次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 計画策定スケジュールについて
 - (2) 障がい者福祉計画の素案について
3. 閉会

11月10日	第4回 福祉計画策定委員会	素案検討 委員会終了後の流れ 1. 事務局は、第4回福祉計画策定委員会委員会の意見と本人部会、こども部会の意見を受け、12月5日に修正案を委員に送付。 2. 委員は、修正案に意見がある場合、12月15日までに事務局に連絡。 3. 事務局は、「2」で出た意見を事務局で検討し、パブリックコメント用の素案を作成。
11月27日	本人部会	意見収集
12月4日	こども部会	意見収集
1月1日 ～25日	パブリックコメント	広報うらやす(1月1日号)に実施の案内を掲載。 ホームページに素案を掲載。 障がい事業課、情報公開コーナー、駅前行政サービスセンター、中央図書館、各公民館図書館分室に素案を置く。
1月	相談支援部会 権利擁護部会 地域生活支援部会	意見収集
2月中旬	第5回 福祉計画策定委員会	パブリックコメント実施結果報告、素案検討
3月上旬	第6回 福祉計画策定委員会	次期福祉計画策定

*他の計画との調整は、適宜おこないます。

*パブリックコメントは、健康福祉部内の4つの計画(「地域福祉計画」、「障がい者福祉計画」、「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」)を同時に実施するため、実施時期を変更しました。

浦安市 障がい者福祉計画 (素案)

平成27年度～平成29年度

平成26年11月10日「第4回浦安市障がい者福祉計画策定委員会」資料

平成27年3月

浦安市

「障がい」の表記について

日本語の「障害」、特に「害」という文字には、否定的な意味合いが強いため、「障がい」という言葉を用いてはどうかというご意見が多数ありました。

これを受けて市では、従来、「障害」と表記していたものについて、公文書、広報等において可能なものから、法律名、団体名等固有の名称を除き、次のとおり平成19年7月2日より表記することとしました。

- (1) 従来、「障害者」と表記してきた、人を表す言葉としては、「障がいのある人」「障がいのある方」と表記するものとする。
- (2) 「障害」は「障がい」と「害」を「がい」とひらがな表記する。
(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

目次

	頁
計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 法律・制度の動向	4
3. 計画の位置づけ	7
4. 計画の期間	8
5. 計画の対象者	9
6. 計画策定の方法	10
7. 計画の推進・フォロー体制	11
第1編 障がい者計画	13
第1章 計画の基本理念と施策推進の方向性	15
1. 計画の基本理念と重点的な取り組み	16
2. 施策の体系	18
第2章 施策の展開	19
1. 理解と交流の促進	20
2. 福祉・生活支援の充実	26
3. 保健・医療の充実	37
4. 子どもへの支援の充実	43
5. 雇用・就労支援の推進	53
6. 生活環境の整備	58
7. 自立と社会参加の促進	67
第2編 障がい福祉計画.....	79
第1章 計画の基本的事項.....	81
1. 計画の基本方向.....	82
2. サービスの内容と対象者.....	83
第2章 地域移行等の目標.....	91
1. 地域生活への移行目標.....	93
2. 就労の目標.....	94

第3章 障害福祉サービスの推進.....	97
1. 訪問系サービスの取り組み.....	98
2. 日中活動系サービスの取り組み.....	100
3. 居住系サービスの取り組み.....	102
4. 相談支援の取り組み.....	103
5. 障がい児支援の取り組み.....	105
6. 地域生活支援事業（必須事業）の取り組み.....	107
7. 地域生活支援事業（任意事業）の取り組み.....	111

計画の基本的事項

我が国の障がい者施策は、障害者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、基本的な方向を定めています。

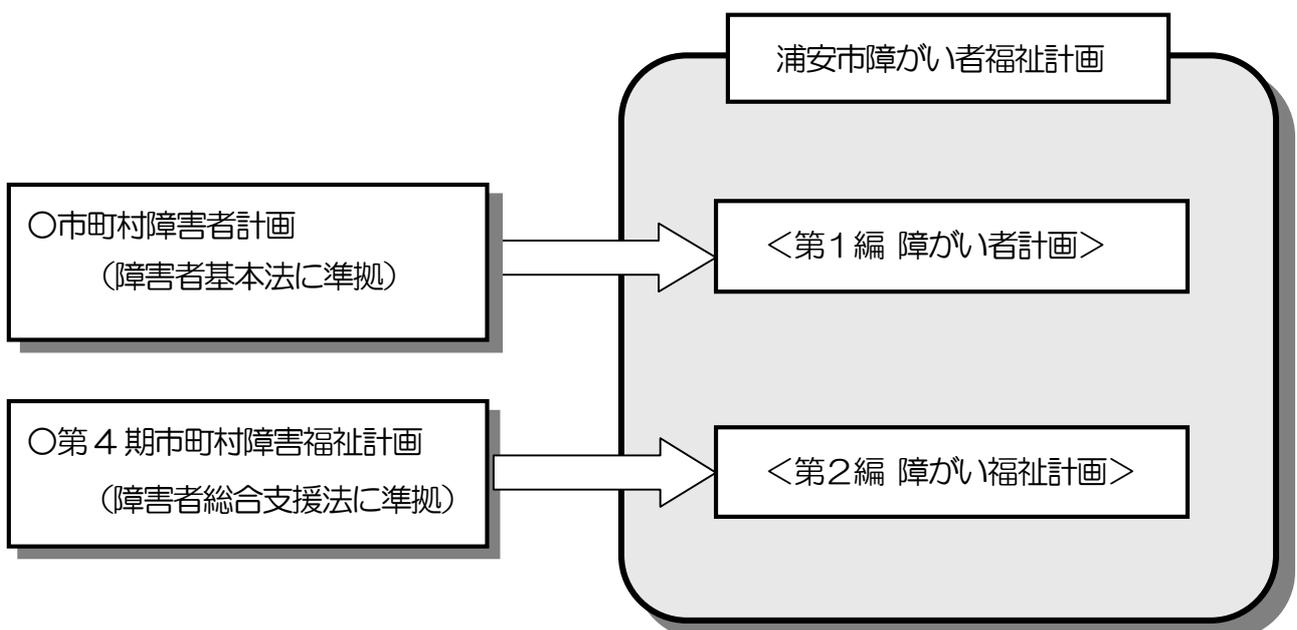
浦安市においても、このような社会の実現に向け、障がいのある人を「必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としてとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定める「障がい者福祉計画」を策定しています。

「障がい者福祉計画」は、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」を一体化した計画で、第1編「障がい者計画」は、障害者基本法に「市町村障害者計画」に相当する部分として、障がい者福祉に係る市の施策を示しています。

また、第2編「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に定められた「第4期市町村障害福祉計画」に相当し、障がいのある人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、総合的な生活支援のための平成29年度までの整備目標を明示するとともに、目標達成のために必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量とその確保のための方策を示しています。

昨今「障害者基本法」の一部改正、「障害者総合支援法」の施行と新たな法律の整備などにより、障がい者福祉の対象が大きく広がり、障がい者施策を取り巻く状況も大きく変化しつつある状況を踏まえて、これまでの計画の推進状況や成果を総括し、今日の法制度の動向を見据えながら障がいのある人の生活全般にわたる今後の施策の方向性を明らかにする必要性が生じています。

これらを背景に、現行計画が最終年次（平成26年度）を迎えたことから本市の障がいのある人をめぐる状況に的確に対応するため、次期「障がい者福祉計画」を策定するものです。



○障害者基本法の改正

平成23年7月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年8月から施行されています。この法律では、「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会を実現すること」が規定されています。

○障害者基本計画（第3次）の策定

平成25年9月、国の障害者基本計画（第3次）（平成25年度から平成29年度）が策定されました。この計画では、障害者基本法の改正を踏まえて、施策の基本原則を見直し、地域における共生、差別の禁止、国際的協調という方向性が示されるとともに、施策の横断的視点として、障がいのある人の自己決定の尊重が明記されています。

また、新たに取り組むべき施策分野として、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」が掲げられています。

○障害者総合支援法の成立と施行

障害者の地域社会における共生の実現に向けて、障害者自立支援法に替わる法律として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成24年6月に成立し、平成25年4月から施行されました。この法律では、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえない個人として尊重されなければならない」という理念の基に、障害の範囲に難病等を加えたのをはじめとして、障害支援区分の創設、グループホームとケアホームの一元化、重度訪問介護の対象の拡大、医療型短期入所制度の導入等の新たな障害者施策が示されています。

○第4期障害福祉計画の基本指針

平成26年に策定される第4期障害福祉計画については、国の基本指針の中で、PDC Aサイクルを導入し、中間評価、評価結果の公表等をして、計画の進捗評価体制を強化するとともに、「福祉施設から地域生活への移行促進」、「精神科病院から地域生活への移行支援」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉から一般就労への移行促進」、「障害児支援体制の整備」、「計画相談の連携強化、研修、虐待防止等」の施策を推進していくこととされています。

○障害者虐待防止法の成立と施行

虐待を受けた障がいのある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることによって、障害者虐待の防止に向けた取り組みを推進するため、平成23年6月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立し、平成24年10月から施行されました。この法律では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障がい者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人に対する通報義務を課すことが定められています。

○障害者優先調達推進法の成立と施行

国や地方公共団体等が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等が供給する物品等を優先的に購入することに努め、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者等の自立を促進するため、平成24年6月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が成立し、平成25年4月から施行されました。

○障害者雇用促進法の改正

平成25年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成28年4月より施行されます。この法律では、雇用の分野において、障がいのある人に対して障がいを理由に差別的扱いをすることが禁止されるとともに、合理的配慮の提供をすることが規定されています。また、法定雇用率の算定に、精神に障がいのある人を加えることが明記されています。

○障害者差別解消法の成立と施行

平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月より施行されます。この法律では、国・地方公共団体・民間事業者に対して、障がいがあるという理由だけで、「不当な差別的扱い」をすることや、障がいのある人に日々の生活の中で、過度の負担を課さないための「合理的配慮」をしないことを禁止しています。

○障害者権利条約の批准

平成18年12月、国連総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、平成20年5月に発効しました。

我が国は平成19年9月に同条約に署名し、国内法の整備を経て、平成26年1月に障害者権利条約を批准しました。この条約では、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある人が社会に参加し、包容されることを促進することなどを規定しています。

○難病の患者に対する医療等に関する法律の平成 26 年 5 月の成立と平成 27 年 1 月の施行

難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立するため、医療費助成の対象難病の患者への医療費の支給や、難病の医療に関する調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施が定められています。

○子ども・子育て支援新制度の創設

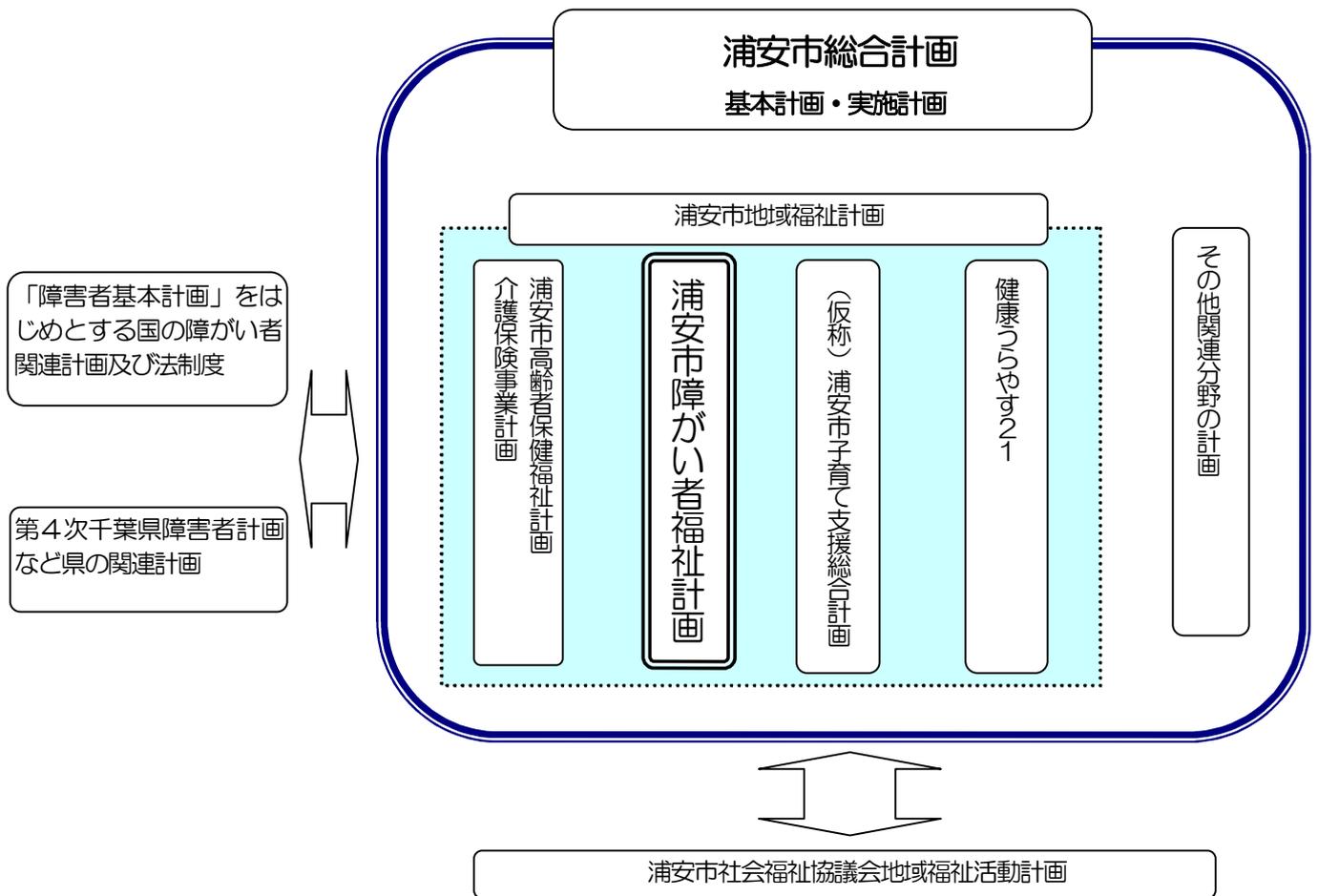
平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が消費税率の引上げの時期等を踏まえ、早ければ平成 27 年 4 月から本格実施される予定となっています。

障のある子どもについて、「子ども・子育て支援法」では、「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。」と規定されています。

3

計画の位置づけ

この計画は、「浦安市総合計画」の部門計画として策定しており、市総合計画との整合性を保ち、また、国・県の関連計画とも連携を図りつつ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものとしています。



4

計画の期間

「浦安市障がい者福祉計画」は、長期的な展望に立った障がい者施策の方向づけを行う計画であることから、計画期間は平成 27 年度（2015 年度）を始期とする6年間ですが、目まぐるしく変化する障がい者関連法制度の動向に的確かつ柔軟に対応していくため、平成27年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの3か年を計画期間とする前期計画とし、平成 29 年度に見直しを行って、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（20 年度）までの後記計画を策定します。

また、この計画に包含される「第4期障害福祉計画」に相当する部分については、障害者総合支援法の定めに基づき、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの3か年計画とします。



この計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などをはじめとする以下の関連法をふまえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人及び障がいのある子どもと難病の方を対象とします。

また、「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」幅広い方を対象として、可能な限り、必要とするサポートが提供できるように取り組んでいきます。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条 に規定する身体障害者、知的障害者福祉法 にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条 に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第2条第2項 に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法 にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

(1) 計画策定の方法

① 障がい者関連施策の進捗状況の洗い出しと評価

障がい者福祉計画に掲げた施策全般にわたる施策、事業の進捗状況について各関係部署による洗い出しを行い、今後の施策方向性を検討・評価し、新たな計画における方針を定めました。

② 障がい福祉に関するアンケート調査の実施・分析

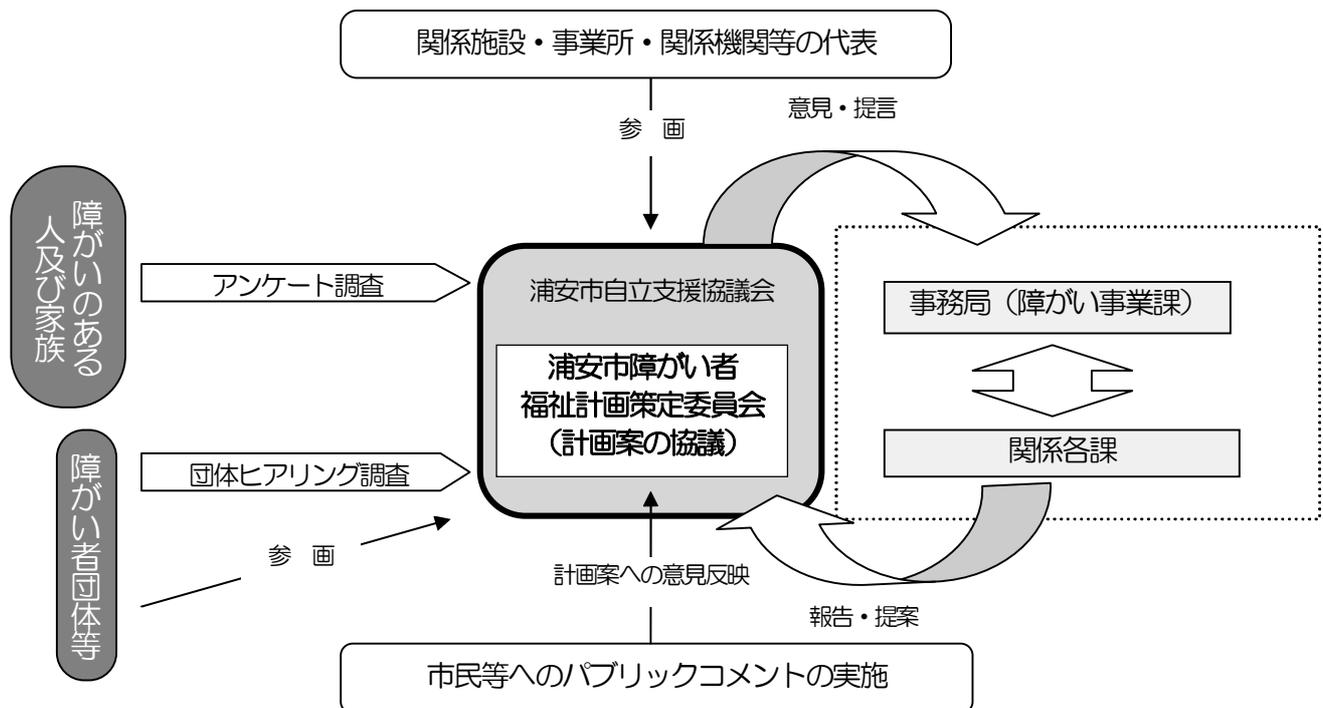
障がいのある人を対象にアンケート調査を実施し、障がいのある人の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価などについて把握、分析を行いました。

③ 障がい者団体等へのヒアリング調査の実施

上記アンケート結果を補完し、より具体的な問題提起や要望を把握するため、市内の障がい者団体等を対象にヒアリング調査を実施し、また広く一般市民からパブリックコメントを募集するなど、新たな計画内容への反映に努めます。

④ 障がい者福祉計画策定委員会における審議

障がい者団体関係者をはじめ、保健・医療・福祉・労働等の各分野の関係者、学識経験者などからなる「計画策定委員会」を設置し、新たな計画内容に関し、専門的、大局的な観点から議論を積み重ねました。



(1) 計画の推進体制

本計画を総合的・実効的に推進していくために、以下のような連携と協働の体制の整備を図ります。

① 庁内の推進体制の整備

健康福祉部（障がい事業課・障がい福祉課）を中心として、関連部局が連携し、計画を推進します。

② 人的資源の確保と資質の向上

本計画を推進するうえで不可欠である専門技術者の確保と育成に努めます。特にケースワーカー、手話通訳者、要約筆記者、各種機能訓練士・指導員、ホームヘルパーなどの確保と資質の向上に努めます。

③ 関係機関・市民等との連携の促進

i) 保健・医療・福祉の関係機関との連携

本計画を推進する担い手となる病院、診療所、薬局等の保健・医療機関、市内外の関係社会福祉施設、市社会福祉協議会、支部社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO法人、市民団体、その他社会福祉関係団体等とのより一層の連携に努めていきます。

ii) 民間事業所等との連携

市民全体の力を集めて本計画を推進していくために、民間の一般事業所、マスメディア、市民団体、自治会等との連携を図り、情報交換・課題の共有・協働の推進に努めます。

iii) 近隣市及び県、国との連携

広域的な対応が必要な施策・計画については、近隣市および県と連携を図ってその実現に努めます。また、県、国に対しては、特に行財政上の措置を、必要に応じて要請していきます。

(2) 計画のフォロー体制

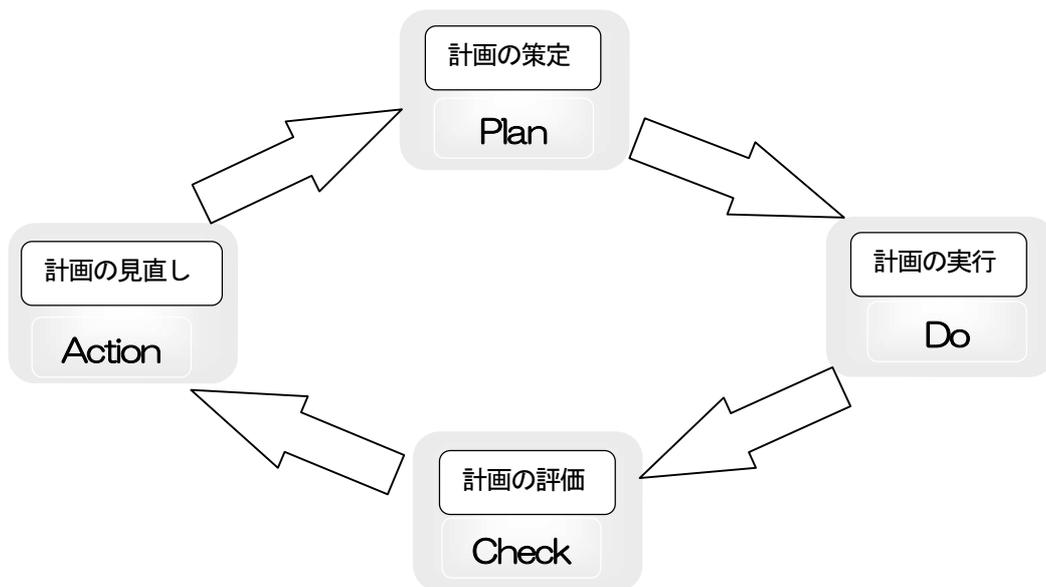
本計画は、日々現実に生活を営んでいる障がいのある人を主な対象とした計画であり、また、福祉・教育・保健・医療それぞれの分野の連携と社会情勢の変化や障がいの特性にあわせた配慮が必要です。

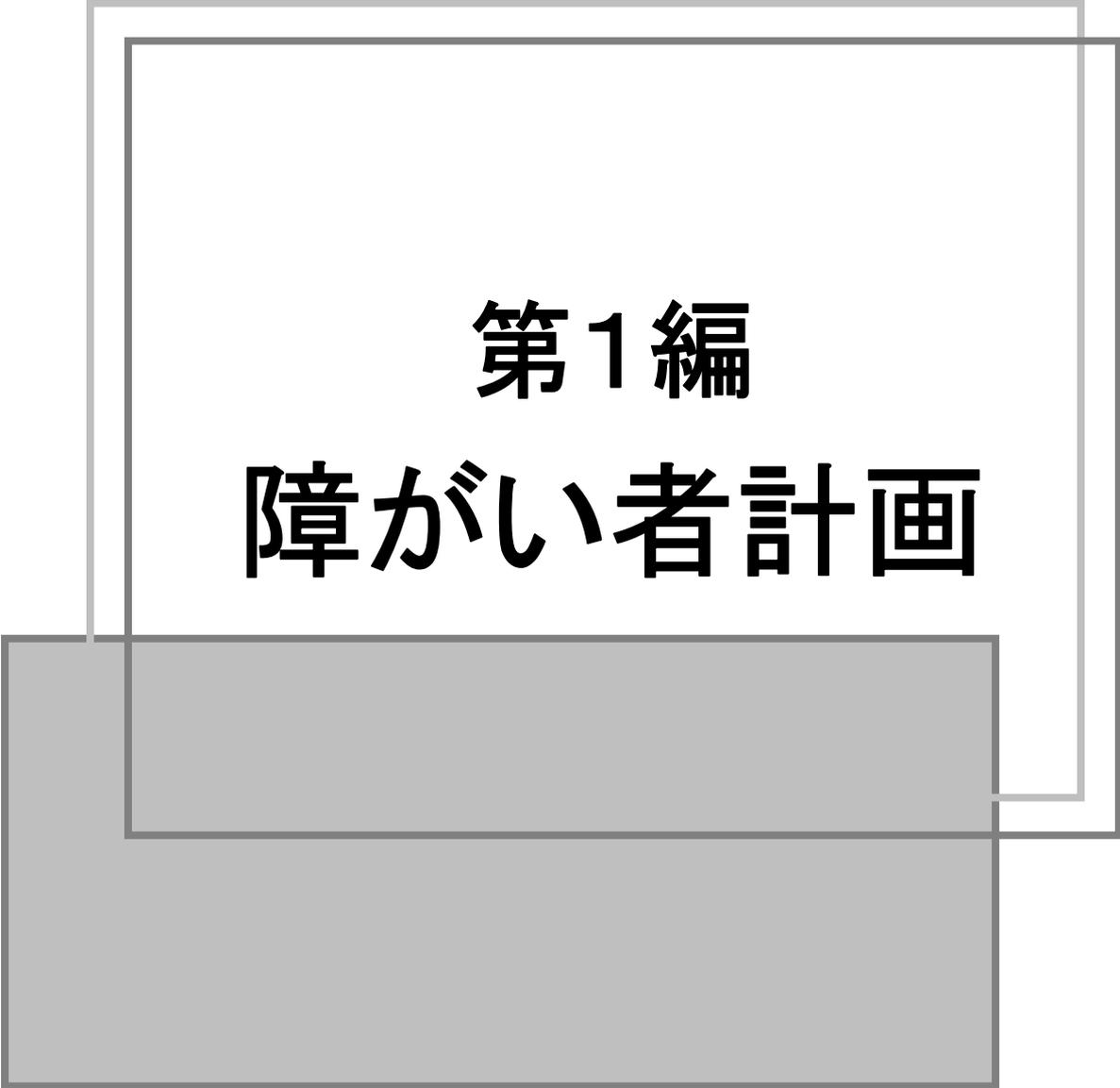
したがって、計画自体をより具体的なものにするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠の課題となります。

そのため、作成した計画については、進捗を把握するだけでなく、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことになります。

浦安市では、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」の双方に「PDCAサイクル」を導入し、市・関係機関・障がいのある人の代表からなる浦安市自立支援協議会と連携を図り、計画の進捗状況を年に1回以上、自立支援協議会で評価・分析するとともに、必要に応じて事業の見直し等をおこないます。

「PDCAサイクル」は、さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「見直し（Action）」を順に実施していくものです。





第1編

障がい者計画

第1章

計画の基本理念と施策推進の 方向性

本市の総合計画（計画終期：平成32年度（2020年度））では、まちづくりの上位目標として、「市民一人ひとりが、家庭や地域社会のなかで、ともに助け合い、支え合いながら、健康で、安心して生きがいを持って暮らせるまち一生き生きと暮らせる心のかよう健康福祉都市一」を掲げています。

今日の障がいの概念の広がりへの的確な対応や、平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の目標である「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、重点的な取り組みとして、次の5項目を重点的な取り組みといたします。

1. 自己決定を尊重したサービスの提供

障がいのある人が、自身の望むライフスタイルや人生設計に応じて自己決定を行い、自由にサービスを選択することを基本に考えたサービス等利用計画の充実を推進し、一人ひとりのニーズに対応したきめの細かいサービスを提供します。

また、サービスの質的・量的充実をめぐるため、民間の事業者の連携と新規事業者が参入しやすい環境を整備します。

(1) 日中活動の場の充実

重度な障がいのある人が安心して利用できるサービスが不足していることや、地域移行者の受け入れを進めることなどから、民間の事業者へ側面的支援等をおこない、日中活動の場の充実を図ります。

(2) 住まいの場の充実

相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくりの機能を持った「地域生活支援拠点」の整備を推進します。あわせて、民間の事業者に対する整備費用の補助の拡充等により、地域に密着した小規模グループホームの拡充を図ります。

2. ライフステージを通じた支援の推進

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うために、サポートファイルを活用して、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した支援体制を推進します。

3. 就労の促進

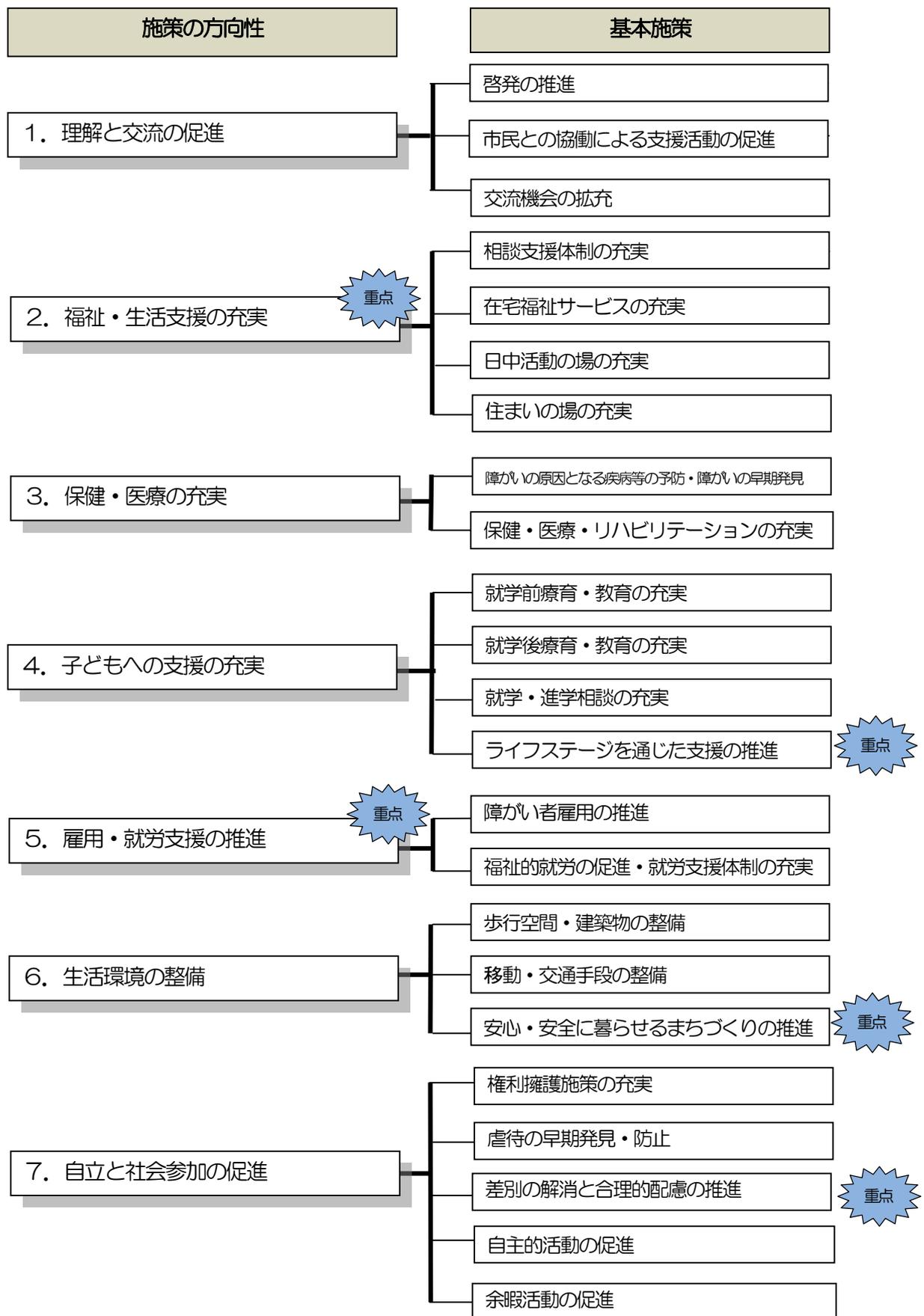
障がいのある人が希望と適性に応じて就労することにより、社会的・経済的に自立できるように、障がいのある人が働く環境の整備や就労支援体制の充実を推進します。

4. 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

災害時要援護者に対し安否確認や避難支援が迅速に行えるよう、福祉避難所と支援体制を整備するとともに、広く民間の事業所にも協力を求め、官民協働で災害時の支援にあたります。

5. 差別の解消と合理的配慮の推進

障がいや障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の構築のため、障がいの有無にかかわらず相互理解が深まるように、差別の解消と合理的配慮を推進し、障がいのある人の社会参加の機会の拡充を図ります。



第2章

施策の展開

1 理解と交流の促進

(1) 啓発の推進

■現状と課題

自立支援協議会では、平成24年度に障がいと障がいのある人への理解を深めるための小冊子「こころのバリアフリーハンドブック」を作成し、啓発活動をおこなってきました。

アンケート調査の結果では、差別や嫌な思いをした経験について、「よくある」(3.7%)、「時々ある」(14.6%)となっており、両者を合すると18.3%の方が何らかの差別的な経験をしたことがあると回答しています。平成22年度の調査結果の21.5%と比較すると若干、状況の改善が見受けられるものの、5人にひとりに近い方が未だに差別的な経験をしています。

今後も、本市のまちづくりの大きな目標のひとつである「人間尊重のまちづくり」を基本に据え、「こころのバリアフリーハンドブック」等を活用し、市民一人ひとりが、障がいの特性や障がいのある人への理解と関心を深めるために、啓発活動を積極的に展開していく必要があります。

■取り組みの方向性

①広報紙等による理解の促進

広報紙やパンフレット、「こころのバリアフリーハンドブック」などを通じて、障がいと障がいのある人への市民の理解と関心を深めます。

②理解と協力の呼びかけ

市内の公共的機関・施設や事業所等に対し、「障害者差別解消法」等の法律の内容などの周知を図り、障がいと障がいのある人への理解とバリアフリーのまちづくりに対する一層の協力を求めています。

CATV、タウン誌、民間企業等に障がい者福祉等に関する情報を提供し、啓発活動に対する参加と協力を呼びかけます。

③啓発活動の推進

福祉関係の講座の開催や、講師の派遣を行うとともに、障がい者関係団体などと連携し、啓発活動を推進します。

④職員研修機会の充実

市の職員等に対する研修機会を充実し「インクルージョン」(障がいのあるなしに関わらず、共に学ぶ機会を保障すること)の理念や合理的配慮への取り組みなど、障がいと障がいのある人への理解を深めます。

■主な事業

事業名	こころのバリアフリー支援事業 障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	啓発用の冊子として小中高校生を中心に、障がいと障がいのある人への理解と関心を深めるために、「こころのバリアフリーハンドブック」を配布します。 小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講演会や啓発イベントを実施します。

事業名	自立支援協議会・権利擁護部会
担当課	障がい事業課
内容	障がい者の権利を擁護するためのネットワーク作りと啓発活動を行うことを目的とした「権利擁護部会」で、関係機関の連携を強化し、啓発活動を推進します。

事業名	職員研修
担当課	人事課
内容	新規採用職員研修等で、障がいと障がいのある人への理解を深めるために、福祉研修（車いす利用体験、障がい当事者の講和等）を行います。



広報うらやす特集記事の一例



うらやすこころのバリアフリーハンドブック

(2) 市民との協働による支援活動の促進

■現状と課題

障がいのある人を支援する団体の活動に対し、側面的な支援をおこなうとともに、障がい者団体や支援団体と連携して啓発活動に取り組みました。

また、社会福祉協議会を中心に、ボランティアに関する情報の提供、地域ぐるみ福祉ネットワークの整備、活動の側面的支援などに取り組みました。

障がいのある人が、地域で自立して生活していくためには、公的なサービスの充実とともに、地域の人々の協力と支援が欠かせません。

今後も地域で福祉活動を行う人材や団体を発掘、育成、支援するとともに、市と地域の人々が協働して障がいのある人を支援していくことが必要です。

■取り組みの方向性

①市民による支援活動の支援

障がいのある人を支援する団体が活動の情報を発信できるように支援を行います。市民活動団体等との協働による講演会やイベント等の開催を推進します。

②地域ぐるみの福祉ネットワークの整備

ボランティアの養成活動への側面的支援を図ります。

ボランティア養成活動を行っている個人や市民活動団体、社会福祉法人、市内の大学、民間企業など民間の取り組みを発掘し、地域に密着した福祉のネットワークづくりを図り、地域の福祉力を高めます。

③ボランティア活動の推進

企業や学校等に、ボランティア活動の内容周知やボランティア体験への参加を呼び掛けます。市職員のボランティア活動への参加促進を図ります。

■主な事業

事業名	市民活動促進事業
担当課	協働推進課
内容	市民活動支援の拠点施設である市民活動センターの運営を行います。 市民活動団体が主体的に行う公益的な事業に対し補助を行います。

事業名	こころのバリアフリー支援事業 障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	市役所の各部署が連携し、関係機関、障がいのある人、障がい者団体、支援団体等と協力しながら、障がいと障がいのある人への理解を深めるため、「こころのバリアフリーハンドブック」の配布や講演会やイベントなどの啓発活動をおこないます。

事業名	事業の後援
担当課	障がい事業課
内容	市民活動団体等が障がい福祉関係の講演会等の事業や障がいのある人を対象としたイベントをおこなう際に、周知広報の協力等、側面的支援を行います。

事業名	ボランティア休暇制度
担当課	人事課
内容	職員のボランティア活動への参加を支援するため、1年に5日の範囲内でボランティア休暇を付与します。

■関連施策・計画

第2期市民参加推進計画

浦安市社会福祉協議会地域福祉活動計画

(3) 交流機会の拡充

■現状と課題

障がいのある人もない人も、すべての人が、さまざまな分野においてともに助けあい、協力していけるようなまちづくりのためには、地域との関わりを持ち、地域の一員として地域住民と障がいのある人の双方が互いの存在を認め合うことが重要となります。

地域における交流として、市民まつりをはじめとする市のイベント等に、障がい者団体が参加し地域住民と交流する際の側面的支援を行っています。

また、学校における交流及び共同学習と地域における交流の推進にも取り組んできました。学校における交流及び共同学習としては、特別支援学級設置校を中心に、特別支援学級と通常の学級の児童生徒と一緒に学習する機会を設けたり、休み時間や給食の時間、行事等において、活動を共に行い、共に学ぶ活動をおこなっています。

今後も、地域全体で障がいのある人もない人も、すべての人が、ともに助けあい、協力していけるよう、交流機会の拡充を図ることが重要です。

■取り組みの方向性

①地域との交流の推進

障がい者団体等が市民まつりをはじめとする市のイベント等に参加するための側面的支援をおこないます。

地域の団体と学校等が相互に催し物の開催等を通じ、障がいのある子どもを含む児童生徒を地域全体で見守るような体制を推進します。

②学校での交流及び共同学習の推進

小・中学校の学習指導要領においては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されています。

学校では、特別支援学級と通常の学級の児童生徒の日常的な交流を基盤にし、個々のニーズに応じて、教科学習等の交流及び共同学習を推進します。

特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校等において交流を図る「居住地校交流（県の事業）」を実施しています。

特別支援学級と通常の学級担任の交流や、合同研修等を通じて、教職員全体の障がいと障がいのある子どもに対する理解を促進し、職員全体で障がいのある子どもを支える校内体制の拡充を図ります。

■主な事業

事業名	まなびサポート事業
担当課	教育研究センター
内容	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。

事業名	浦安市障がい福祉団体事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助します。

2 福祉・生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

■現状と課題

障がいのある人の人数は、増加傾向にあり、また、発達障がいや高次脳機能障がい等様々な障がいのある人への支援も求められています。平成 25 年 4 月には障害者総合支援法が施行され、支援の対象に難病等が加わりました。

また、平成 24 年 4 月よりすべての障害

福祉サービスの利用希望者にサービス等利用計画が必要になりました。

アンケート調査では、相談者が「いる」という回答が約 8 割と、多数を占めていますが、相談相手は「家族」という回答が 75.2%と、多くの方は何か問題があったときには家族と相談して対応している状況が伺えます。

しかし、悩みの内容は「健康・治療のこと」が 56.3%で半数以上、「経済や生活費のこと」(29.6%)、「仕事や就職のこと」(17.3%)となっており、専門機関や行政機関に相談することで問題解決の糸口が見つかる可能性が高い部分もあるのではないかと考えられます。

今後も、障がいのある人とその家族、支援者等の多様な対象に対応した相談の充実と、相談員の専門性の向上を図り、障がいのある人一人ひとりの状況に適切に対応できる相談体制の整備を継続することが求められています。

■取り組みの方向性

①相談支援体制の充実

ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）による市職員の相談機能を継続するとともに、研修等による資質向上を推進します。また、窓口・電話相談のほか、必要に応じて訪問相談を行います。

「民生委員・児童委員」、「身体障がい者相談員」、「知的障がい者相談員」、「障害のある人ない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づく地域相談員」、「基幹相談支援センター」、「指定特定・障害児相談支援事業所（計画相談支援を行う事業所）」、「障がい者虐待防止センター」、「社会福祉協議会」などさまざまな相談機関の存在や相談・支援活動について周知を図り、障がいのある人やその家族の利用を促進します。

②本人の意思の尊重

障がいのある人に対する相談においても、本人の自己決定の尊重という考え方に立って、保護者や介助者の意向も踏まえながら、本人の意思や希望に十分配慮して対応するようにしていきます。

③専門的な相談体制の充実と連携の促進

専門性が求められる多様な相談内容や緊急な相談にも応じられるよう、保健・医療、福祉、療育、教育、就業等、専門分野の連携を図ります。

的確な相談と援助・サービスへのつなぎ機能が円滑におこなわれるよう、連絡会議・ケース会議等を通じて関係機関の連携強化を図ります。

障がいのある人や保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言などをおこない、福祉サービスが必要な方にはサービス利用に繋げる基本相談支援も強化します。そのために、民間の相談支援事業者に対して補助金の交付による側面的支援を継続するとともに、指定事業へ参入を勧奨します。

サービス等利用計画の質の向上を目指して、自立支援協議会等で計画の検証にあたります。

「基幹相談支援センター」を中心に指定特定・障害児相談支援事業者の連携を推進します。自立支援協議会を中心に関係機関の連携を推進します。

④サービス等利用計画作成の質の向上

相談支援事業者への側面的支援を行い、事業者の拡充を図ります。

制度やサービス等利用計画を作成する事業所の周知に努めます。

自立支援協議会等で、サービス等利用計画の評価をすすめていきます。

実務者会議や研修を開催し、相談員の質の向上に努めます。

■主な事業

事業名	基幹相談支援センター事業
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人が地域で生活するためのさまざまな制度やサービスの利用、申請の援助などを24時間、365日体制で実施しています。 相談体制の強化を図る地域の中核的な相談支援機関として、研修会や事例検討会などを開催します。

事業名	計画相談支援推進事業補助金
担当課	障がい事業課
内容	計画相談支援及び障がい児相談支援の円滑な実施を促進するため、計画相談支援等を実施する事業所に対し、サービス等利用計画作成等を担う相談支援専門員に要する経費の一部を補助します。

事業名	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人やそのご家族に地域の相談員としてご協力いただき、地域の身近な相談の窓口として、電話やFAX等での相談に対応しています。

事業名	自立支援協議会・相談支援部会
担当課	障がい事業課
内容	「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を進めるため、相談支援の地域の実態や課題等の情報を集約し、共有して課題解決に向けて協働します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

■現状と課題

障がいのある人やその家族へ情報提供やサービスに関する相談を行って、制度の円滑な実施に努めるとともに、福祉サービス提供事業者へ参入を呼びかけて地域におけるサービスの基盤整備をおこなってまいりました。

障がいのある人が、障がいの特性に応じて、必要な福祉サービス等が受けられるようにするためには、福祉サービスの担い手の確保と資質の向上が欠かせませんが、サービスの担い手であるヘルパーは、特に夜間や休日等に不足しているのが現状です。また、資質の向上のためには、研修の充実が必要です。

引き続き福祉サービスの充実に努めるとともに、障がいのある人が必要なサービスが受けられるよう、制度の周知及び支援者の確保とスキルの向上を推進することが課題です。

■取り組みの方向性

①在宅福祉サービスの充実

今後もニーズを的確に把握し、障がいのある人一人ひとりの日常生活を支えるための在宅福祉サービスの充実に努めます。

「障がい者等一時ケアセンター」では、短期入所、日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを行い、障がいのある人とご家族の地域生活を支援します。

③ 用者の負担軽減

障害福祉サービスの利用者負担について、その経済的負担を緩和するため、国の動向を踏まえながら、利用者負担軽減措置を継続します。

③支援の人材の確保

自立支援協議会を中心に支援者の人材確保のための取り組みを検討します。

障がいの種類や程度に応じた適切な支援をおこなえるよう、研修の場の充実に努めます。

④福祉サービス情報の周知と利用の促進

「障がい者福祉ガイドブック」、相談等を利用して周知を行い、福祉サービス利用の促進を図ります。

⑤生活安定のための制度の充実

市の手当・助成制度を周知に努めます。

国・県の年金・手当・制度の周知に努めます。

■主な事業

事業名	障がい者在宅介護支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	一時介護委託料等助成、住宅改造費用助成、住み替え家賃等助成を行います。

事業名	日常生活支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	身体障がい者緊急時支援事業、寝具乾燥消毒事業、紙おむつ給付事業、ストマ用装具費用助成、出張理髪費用助成、はり・きゅう・マッサージ費用助成、給食サービス事業等を行います。

事業名	地域生活支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	日常生活用具給付事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業等を行います。

事業名	障がい福祉ガイドブック
担当課	障がい福祉課
内容	障がいのある人およびその家族に向けた情報提供の一環として、各法令や条例等で定められている福祉制度のあらましを冊子にして配布し、ホームページにも情報を掲載します。

事業名	障がい者福祉サービス利用支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	障害福祉サービスの利用に係る利用者負担額の全額または一部を助成します。

事業名	各種手当の支給
担当課	障がい福祉課
内容	市の手当として、重度障がい者手当、障がい児手当等の支給を行います。また、国の手当として、特別障がい者手当、障がい児福祉手当等の支給も行います。

事業名	自立支援協議会・地域生活支援部会
担当課	障がい事業課
内容	人材の確保等地域生活支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	一時ケアセンター
担当課	障がい事業課
内容	短期入所、日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを行います。 痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。

(3) 日中活動の場の充実

■現状と課題

高等学校卒業生等の日中活動の場としては、就労移行支援、就労継続支援、生活介護などの障害福祉サービスが利用されており、市内の事業所も年々増加していますが、重度な障がいのある人やご家族からは、安心して利用出来るサービスが少ないという意見がありました。

そのため、障がい者福祉センターの生活介護の定員を増やしたり、身体障がい者福祉センターで新たに生活介護と自立訓練を実施するなど、重度な障がいのある人の日中活動の場の拡充に取り組んできました。

平成 26 年 4 月に障がい者福祉センターの定員が超過し、生活介護事業所の整備が緊急課題となったことから、民間の事業者に対する市有地の提供や整備費用補助を創設し、生活介護事業所の整備を行いました。

また、重度な障がいのある人の日中活動の場を充実するため、就労移行支援、就労継続支援、生活介護などを運営する民間の事業者が、国の基準を超える人員配置、環境面に配慮した質の高いサービスを提供できるよう運営費補助を創設しました。

さらには、入所施設や医療機関からの地域移行者の受け入れを進めることなどから、ソーシャルサポートセンターに看護師を配置するなど機能強化にも取り組みました。

今後も、日中活動の場を確保するため、計画的な整備が必要です。

■取り組みの方向性

①日中活動の場の充実

「障がい者福祉センター」、「身体障がい者福祉センター」を中心として、質の高いサービスを提供するとともに、民間事業者への運営費補助も継続し、重度な障がいのある人の日中活動の場の充実を図ります。

「身体障がい者福祉センター」では、医療的ケアを提供します。

障がいのある人の余暇活動、生産活動、創作的活動等を提供する「ソーシャルサポートセンター」、「身体障がい者福祉センター」、特定地域活動支援センター経営事業費補助事業により、地域活動支援センターの機能強化を継続します。

②日中活動の場の整備

高等学校の卒業生等が安心して進路を選択することができるよう、生活介護事業所整備費補助を継続し、今後の卒業生の人数に応じて計画的に整備していきます。

老朽化している旧福祉作業所等の再整備については、※シビックセンター東野地区整備構想の中で検討します。

※シビックセンター東野地区…「総合福祉ゾーン」として位置づけられている同地区は、今後も福祉サービスの機能の集積を図っていくこととしています。

■主な事業

事業名	障がい者福祉センター事業
担当課	障がい事業課
内容	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型の事業を行います。

事業名	身体障がい者福祉センター事業
担当課	障がい事業課
内容	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練（機能訓練）及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。 痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。

事業名	ソーシャルサポートセンター事業
担当課	障がい事業課
内容	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。

事業名	特定地域活動支援センター経営事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人や難病者等を対象に、休日や夜間を含めた生産活動、創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターⅠ型の事業を行います。

事業名	生活介護事業所整備費補助金
担当課	障がい事業課
内容	生活介護事業所の施設を整備する事業者に対し、整備費用の補助を行います。

事業名	重度障がい者支援事業所運営費補助金
担当課	障がい事業課
内容	重度障がいのある人を支援する生活介護、就労継続支援等の事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行います。

(4) 住まいの場の充実

■現状と課題

障がいのある人が地域で暮らしていく上で、住まいの確保は重要であり、これまで、住宅関係の諸制度の周知・紹介や、グループホーム、入所施設への支援、住宅改修の支援などに取り組んできました。

アンケート調査結果では、「持ち家」が64.1%で6割以上を占めており、自宅での居住環境の向上に資する取り組みが重要と考えられます。

一方、将来の暮らし方で「仲間4～5人での共同生活」（グループホーム）を希望しているのは、知的障がいのある人が19.2%と最も多くなっています。

障がい者団体等に対するヒアリングでは、「親亡き後」の生活においてグループホームが重視されており、介護者の高齢化に対応するためにも、グループホームの長期的な整備が必要となっています。

これまで民間の事業者に対する整備費用補助の拡充や旧第3教職員住宅の活用などによりグループホームの拡充に取り組んできました。今後も住まいの場の充実を図るため、さらなるグループホームの拡充が必要です。

また、地域生活支援をさらに推進するために、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくりの機能を持った地域生活支援拠点を市町村に少なくとも1つ整備するよう国から示されました。これを受け、本市の実情に応じた「地域生活支援拠点」を整備することが課題です。

■取り組みの方向性

①地域生活拠点の整備

自立支援協議会で具体的な機能を検討し、本市の実情に応じた「地域生活支援拠点」を整備し、家族との同居、ひとり暮らし、グループホームでの地域生活を支援します。

②グループホームの拡充

整備費用補助を継続し家庭的な少人数のグループホームの拡充を図ります。

より質の高いサービスが提供できるよう運営費補助、重度障がい者支援事業所運営費補助を継続し、グループホームの充実を図ります。

障がいのある人が、一時的にグループホームを利用した場合の経費を補助する地域生活体験事業補助を継続し、地域移行の推進を図ります。

既存の補助事業では対応しきれっていない重度の方、行動援護を必要とする方、医療的ケアが必要な方の住まいについて、また、障がいの特性に配慮したグループホームのあり方について自立支援協議会を中心に検討します。

③住宅関係支援の充実

身体に障がいのある人に対し、住宅改修費用の助成を行い日常生活の利便性を図ります。

市営住宅については、障がいのある人の世帯などは特枠世帯として、抽選の際、抽選番号を多く割り振ることや、空き室状況に応じ、特枠世帯のみを募集区分にするなど配慮します。

民間賃貸住宅の契約にあたり、障がいのある人の世帯と賃貸人の双方の不安を解消するための仕組みを構築します。

転居・入居時及び既存住宅の改善への支援をおこなうとともに、民間活力を活用した優良な賃貸住宅の供給や、公的賃貸住宅の供給について検討していきます。

④入所施設の支援

市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した社会福祉法人南台五光福祉協会の運営する「もくせい園」（鎌ヶ谷市）、「やまぶき園」（市川市）の運営の充実を図るための支援を継続します。

■主な事業

事業名	障がい者グループホーム運営費補助金
担当課	障がい事業課
内容	グループホームを運営する事業者に対し、運営費の補助を行います。また、一時的な利用者の受け入れに対しては、地域生活体験事業として運営費を補助します。

事業名	重度障がい者支援事業所運営費補助金
担当課	障がい事業課
内容	重度障がいのある人を支援するグループホーム等の事業者に対して、人員、設備費用等の運営費補助を行います。

事業名	障がい者グループホーム整備事業補助金
担当課	障がい事業課
内容	グループホームの整備費用等に対して補助を行います。

事業名	南台五光福祉協会
担当課	障がい事業課
内容	市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した社会福祉法人南台五光福祉協会の運営する「もくせい園」、「やまぶき園」の運営を支援します。

事業名	グループホーム等入居者家賃助成
担当課	障がい福祉課
内容	グループホームの家賃の一部を助成します。

事業名	障がい者在宅介護支援事業（住宅改造費用助成）
担当課	障がい福祉課
内容	身体に障がいのある人に対し、居住する住宅の改造に要する費用の一部又は全部を助成することにより、日常生活の利便を図ります。

事業名	障がい者在宅介護支援事業（住み替え家賃等助成）
担当課	障がい福祉課
内容	民間の賃貸住宅に居住している身体に障がいのある人、知的障がいのある人を含む世帯が、取壊しなどの理由により立ち退きを求められた場合に、市内の他の民間の賃貸住宅に転居した場合に要する経費の一部を助成します。

事業名	自立支援協議会・地域生活支援部会
担当課	障がい事業課
内容	住まいに関する支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見

■現状と課題

平成26年1月現在で、身体障害者手帳を持つ人の6割が65歳以上と、本市も高齢化にともない加齢や疾病等が原因で障がい者手帳を取得する人が増えています。

生涯を通じて、障がいの原因となる疾病等を早期に発見し、適切な保健・医療サービスが受けられる環境づくりを進めるとともに、障がいの原因となる疾病等の予防を行うことは重要です。

そのために、妊婦健康診査、乳幼児健康診査及び各種健（検）診等の未受診者を解消することや、生活習慣病等を予防するための健康教育、各種健（検）診等の充実を図り、市川健康福祉センター（保健所）や医療機関、福祉機関等と密接な連携を図る必要があります。

■取り組みの方向性

①障がいの原因となる疾病等の早期発見体制の充実

低体重等での出生を少なくするために、ハイリスク妊産婦保健指導・訪問指導等の充実を図り、医療機関や市川健康福祉センター（保健所）との連携を図ります。

未熟児訪問指導等を行い、出生早期から積極的な関わりを行います。

乳幼児健康診査の充実を図り、市川健康福祉センター（保健所）と低体重出生児、慢性疾患のある乳児に対する相談・指導について連携を図ります。

各種健（検）診等の未受診者を解消し、障がいの早期発見に努めます。

②障がいの早期対応の促進

乳幼児健康診査でことばや情緒面の発達の遅れが発見された子どもに対し、子育て相談や「のびのびクラス」（1歳6か月児健診等事後指導教室）で発達をうながすための支援を行い、特に早期療育が必要な子どもについては、こども発達センター等の療育機関につなげていくよう努めます。

③障がいの原因となる疾病等の予防の促進

生活習慣病等を予防するために、健康教育、健康診査、健康相談、訪問指導等の充実を図ります。特に健診事後指導に力を入れていき、障がいの原因となる疾病等の予防に努めます。

各種健（検）診の受診率向上のため、各種機会をとらえて受診勧奨に努めます。

■主な事業

事業名	妊婦健康診査
担当課	健康増進課
内容	健診費用の助成を行い、母体や胎児の健康確保を図り、低体重出生等の予防を図ります。

事業名	乳幼児健康診査
担当課	健康増進課
内容	乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査において、発達に心配のある児を早期発見し、適切な機関との連携を行います。

事業名	未熟児養育医療
担当課	健康増進課
内容	入院を必要とする身体が未熟なまま生まれた乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を給付します。

事業名	各種健（検）診
担当課	健康増進課
内容	市国保特定健診、各種がん検診、肝炎ウィルス検診等において、障がいの原因となる疾病等を早期発見します。

■関連施策・計画

健康うらやす21

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

■現状と課題

アンケート調査結果では、障がいのある人が暮らしやすくなるために必要なこととして、「保健・医療サービスの充実」が35.7%と最も多く挙げられており、保健・医療の充実は障がいのある人の生活にとって重要な要素となっています。

障がいのある人が地域で生活するためには、身近なところに安心して受診できる医療機関があり、そこで適切な医療を受けられることが必要です。

また、近年医療の高度化に伴い、地域で生活する重度の障がいのある人が増えてきており、在宅で生活する医療的ケアが必要な障がいのある人についても、家族の介護負担を軽減するための支援が必要となっています。また、通所による日中活動支援への期待も大きくなっています。

身体障がい者福祉センターでは、自立訓練（機能訓練）事業を新たに行い、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行いました。

また、身体障がい者福祉センター及び障がい者等一時ケアセンターにおいて、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な障がいのある人に医療的ケアを提供しました。

今後も、障がいのある人が暮らしやすくなるために、保健・医療・リハビリテーションの充実を図ることが必要です。

■取り組みの方向性

①在宅サービスの充実

保健師、看護師、歯科衛生士による訪問指導等の保健事業について、地域の特性に応じた地区活動の充実を図ります。

医療・福祉・介護等関係者との連携を強化し、医療的ケアを必要とする人を含めた在宅療養支援体制の充実を図ります。

②保健・医療・福祉の連携体制の構築

医療機関と連携を図り、障がいのある人が安心して受診できる体制について検討します。

市川・浦安地域精神保健福祉連絡協議会において、関係機関との連携を図ります。

難病疾患者が家庭で安心して療養生活を送れるようにするための支援策として、医療機関や市川健康福祉センター（保健所）、県等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図ります。

精神障がいのある人の入院医療体制等について、県への働きかけなどを行います。

③受診機会の拡充

社会参加等促進事業やコミュニケーション手段などの充実等を図り、受診機会の拡充に努めます

移動支援では病院や診療所内での移動や医療機関から他の医療機関への移動なども支援します。

④医療費の助成

医療費助成制度を継続し、障がいのある人の経済的負担の軽減を図ります。

重度障がい者医療費助成については、千葉県が、申請手続き等の利便性の向上の観点から平成27年8月より現物給付に切り替わります。

各種医療費助成制度を周知し、その利用を促進します。

⑤医療的ケア実施機関の拡充

補助事業により事業者の側面的支援を行い、痰の吸引や経管栄養等を必要とする障がいのある人の通所先の確保を促進します。

「身体障がい者福祉センター」及び「障がい者等一時ケアセンター」で、医療的ケアを提供します。

学校等における医療的ケアの実施方針について検討することを目的として、「浦安市学校等における医療的ケア検討委員会」を設置し、医療的ケアを常時必要とする在宅の障がいのある子どもの学校等における医療的ケアの実施方針について検討していきます。

⑥リハビリテーションの拡充

「身体障がい者福祉センター」の自立訓練事業（機能訓練）、地域活動支援センター事業の機能訓練では、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行います。

■主な事業

事業名	在宅ケアサービス推進事業
担当課	健康増進課
内容	在宅療養者が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の連携を図り、在宅ケアサービスを推進する。また、通院が困難な方に対し、在宅歯科訪問診療等の口腔機能向上事業を行います。

事業名	社会参加等促進事業
担当課	障がい福祉課
内容	福祉タクシー利用料金助成、バス・鉄道共通ICカード利用助成、自動車燃料費助成等を行います。

事業名	移動支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動（外出）の支援を行います。

事業名	意思疎通支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	手話通訳者の派遣や入院時のコミュニケーションの支援を行います。

事業名	医療費助成事業
担当課	障がい福祉課
内容	重度障がい者医療費、精神障がい者入院費、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）の助成を行い、特定疾患医療費助成や小児慢性特定疾患医療費助成（保健所事業）の周知を行います。

事業名	自立支援医療（精神通院医療）
担当課	障がい福祉課
内容	精神疾患により継続した通院医療が必要であることが認められた場合、その治療についての医療費を助成します。

事業名	自立支援医療（更生医療）
担当課	障がい福祉課
内容	18歳以上の身体障害者手帳をもつ人が、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、障がいの進行を防いだりする医療を受ける際の医療費を助成します。

事業名	自立支援医療（育成医療）
担当課	障がい福祉課
内容	身体に障がいのある 18 歳未満の児童が、手術などの治療をすることにより機能を回復しうる場合の医療費の助成や補装具の支給を行います。

事業名	重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金
担当課	障がい事業課
内容	児童発達支援事業、放課後等デイサービス、日中一時支援を行う事業所に医療的ケアに要する経費の一部を助成します。

事業名	難病疾患見舞金
担当課	障がい福祉課
内容	「千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱」及び「千葉県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」に指定された疾患による入院・通院に対し見舞金を支給します。

事業名	身体障がい者福祉センター
担当課	障がい事業課
内容	自立訓練事業（機能訓練）、地域活動支援センター事業の機能訓練では、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行います。 痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。

事業名	一時ケアセンター
担当課	障がい事業課
内容	短期入所、日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを行います。 痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。

■関連施策・計画

健康うらやす21

(1) 就学前療育・教育の充実

■現状と課題

生まれながらにして、あるいは幼い時から障がいのある子どもにとっては、その障がいの影響を小さくしたり、その子の発達を促し能力を育てたりするために、できるだけ早期から周囲の理解を得ながら適切な療育や教育を受けることが重要です。

そのため本市では、就学前の子どもについては早期から療育を受けられるように、こども発達センターおよび健康増進課での意見書の発行をもって、障害児通所支援の支給決定を行っています。

また、保育所や幼稚園においては、必要に応じて補助教員等を配置し、障がいのある子どもを受け入れています。

今後は、児童発達支援センターとしての機能を持ったこども発達センターを中心に、関係機関等との連携を図り、早い時期からの療育及び教育体制の充実に取り組んでいきます。

■取り組みの方向性

①療育支援体制の充実

こども発達センターが児童発達支援センターの指定を受けたことで、中核的な療育支援の施設として、地域全体への療育支援機能を強化・拡充します。

こども発達センターでは、児童発達支援事業者等と連携し、地域の療育支援体制の充実を図ります。また、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを常時必要とする在宅の障がいのある子どもが母子分離の集団療育を受けられるようにするために、看護師による医療的ケアを実施しています。

②連携体制の強化

障がいのある子どもへの支援の充実を図るための協議を行う「自立支援協議会 こども部会」をはじめ、福祉担当課、こども発達センター、教育委員会、当事者団体、障害児相談支援事業者、障害児通所支援事業所等の関係機関による連携の強化を図ります。

各機関での支援計画の作成を推進し、「サポートファイル」を活用しながら、就学前療育（教育）から就学後療育（教育）へのスムーズな移行や親と子どもの支援体制の充実など、療育及び教育体制の充実を推進します。

③保育所、幼稚園における支援体制の整備

保育所、幼稚園においては、必要に応じて補助教員等を配置し、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。

保育所、幼稚園における医療的ケアの実施方針について検討することを目的として、「浦安市学校等における医療的ケア検討委員会」を設置し、医療的ケアを常時必要とする在宅の障がいのある子どもの保育所、幼稚園における医療的ケアの実施方針について検討していきます。

障がいのある子どものニーズに応じて、保育所、幼稚園のスロープやトイレ、エレベーター等の設備や生活環境を整えるための備品等の整備を進めます。

■主な事業

事業名	こども発達センター（外来部門・通園部門）
担当課	こども発達センター
内容	発達に心配のある子どもとその保護者を支援するため、発達段階に応じてグループや個別での専門的な相談・療育を行うと共に、児童発達支援センターとして保育所等訪問支援等、地域に対する支援事業を行います。

事業名	障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	サポートファイルの作成・配布、発達支援セミナーの開催等をはじめとする各種事業を行い、障がい者福祉の知識の普及・啓発を図ります。

事業名	療育費用の助成
担当課	障がい福祉課
内容	療育事業に参加したときの参加費用を助成します。

事業名	まなびサポート事業
担当課	教育研究センター
内容	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。

事業名	自立支援協議会・こども部会
担当課	障がい事業課
内容	子どもへの支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

■関連施策・計画

子ども・子育て支援事業計画（仮称）

(2) 就学後療育・教育の充実

■現状と課題

障がいのある子どもに対する教育については、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難さを改善又は、克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。

国の障害者基本計画においては、「インクルーシブ教育システムの構築」のための特別支援教育の推進が基本的方向として掲げられています。特別な教育的支援を必要とする子どもが、授業がわかる、参加している、達成感があると感じる事が大切です。そのために、生きる力を身につけていける授業を行い、多様で柔軟な仕組みを整えることが重要です。

特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級で学ぶ子どもだけでなく、通常の学級で学ぶ子どもも対象になります。本市では、これまでも補助教員を配置し、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行ってきました。

今後も、特別支援学級や通常の学級の担任、通級指導教室の担当者、補助教員など、教職員全体が、障がいのある子ども及び特別支援教育に対する理解を深め、障がい等の状態に配慮した教育を推進し、支援体制の充実を図ります。

■取り組みの方向性

①特別支援教育の充実

本人及び保護者の希望を尊重した上で、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成及び活用が進むよう、啓発活動に取り組み、かつ個々の事例に対する指導・助言に努めます。

通常の学級及び特別支援学級において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめの細かい教育や指導ができるよう、教育委員会、福祉関係機関等においても特別支援教育の基本的な考え方の理解と連携を図ります。

学校や児童育成クラブにおける医療的ケアの実施方針について検討することを目的として、「浦安市学校等における医療的ケア検討委員会」を設置し、医療的ケアを常時必要とする在宅の障がいのある子どもの受け入れ体制について検討していきます。

特別な教育的支援を必要とする子どもの学習に効果のある指導方法や教材の開発に努め、活用を促進します。

②教職員の資質・力量の向上

研修会等を通じ、特別支援学級や通常の学級の担任、及び通級指導教室担当教員、補助教員等の資質・力量の向上を図ります。

各障がいに対する理解を深め、特別支援教育を学校全体で推進するよう、教職員研修を実施します。

③通級指導教室の充実

「こどばの教室」、「LD・ADHD等の通級指導教室」の周知を図るとともに、指導の質の向上に努め、効果的な指導が行えるよう努めます。

④教材教具の充実

保護者や関係機関と連携をとりながら、障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた教材の種類・内容・質についての充実を図ります。

⑤学校設備・備品の整備

児童生徒の教育的ニーズに応じて、スロープやトイレ、エレベーター等の設備や学習環境を整えるための備品等の整備を進めます。

⑥特別支援学校の通学支援

本市の学区である市川特別支援学校高等部への自力通学が困難な生徒を支援するため、県に対し、市内への分校・分教室の設置及びスクールバス運行の拡充を働きかけるとともに、県が事業を実施するまでの間、通学支援事業を実施します。

⑦インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

インクルーシブ教育システム構築に向け、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰にとっても、生活しやすく、安心して生活できる環境づくりに努めます。

特別な教育的支援を必要とする子どもをはじめ、すべての子どもが、授業がわかる、参加している、達成感があると感じ、生きる力を身につけていける授業を行えるよう、教職員の指導力の向上を図ります。

⑧放課後や長期休暇中の支援の充実

放課後等デイサービス、青少年サポート事業、日中一時支援など、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練を受ける機会の拡充や、放課後等の居場所づくりを推進します。

児童育成クラブにおいて、必要に応じて支援員等を配置し、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。

■主な事業

事業名	まなびサポート事業
担当課	教育研究センター
内容	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。

事業名	教職員研修
担当課	指導課
内容	研修にて通常学級、特別支援学級及び通級指導教室担当教員、補助教員の資質・力量の向上を図ります。

事業名	特別支援学校通学支援事業
担当課	障がい事業課
内容	市川特別支援学校高等部に通う自力通学が困難な生徒に対して、送迎バスを運行し下校の支援を行います。

事業名	インクルーシブ教育システム構築モデル事業
担当課	指導課
内容	文部科学省の委託を受けた合理的配慮の実践研究を通し、特別支援教育のさらなる充実を図ります。

事業名	青少年サポート事業
担当課	障がい事業課
内容	小学生から概ね 25 歳までの発達障がいのある人と発達障がいの疑いある人に、専門性の高い相談や療育支援を行います。

事業名	療育費用の助成
担当課	障がい福祉課
内容	療育事業に参加したときの参加費用を助成します。

■関連施策・計画

教育プラン

(3) 就学・進学相談の充実

■現状と課題

平成 25 年 9 月の学校教育法施行令の施行により、従来の就学先決定の仕組みから、本人と保護者の意見を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として就学先を決定する仕組みに改められました。

本市では、これまでも教育研究センターまなびサポートにおいて、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた相談を受けてきました。

今後も、特別な教育的支援を必要とする子どもの持てる力を最大限に伸ばすことができるように学習環境を整え、また、子どもや保護者がよりよい学校を選択できるように必要な情報を提供することが重要です。

そして、本人や保護者の希望を尊重した就学相談に努め、就学後も継続した丁寧な相談を実施していくことが必要です。

■取り組みの方向性

①就学相談体制の充実

特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本人及び保護者の希望等を尊重しながら、子どもにとってより良い進路選択ができるよう、就学相談に努めます。

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、教育と福祉、医療等の関係機関の連携を図ります。

②進路選択の充実

小学校・中学校の修了時には、児童生徒の教育的ニーズを把握し、本人・保護者の希望を尊重しながら合意形成を図り、より良い進路選択ができるよう努めます。就学説明・相談会や学校見学などを実施し、進路選択の機会の充実を図ります。

児童・生徒の進路先の学校及び福祉関係機関等と情報交換や連携を行い、進学後の障がいのある子どもの状況把握に努めます。

■主な事業

事業名	まなびサポート事業
担当課	教育研究センター
内容	特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。

■関連施策・計画

教育プラン

(4) ライフステージを通じた支援の推進

■現状と課題

障がいのある子どもへの支援が適切に行われるためには、学校と障害児通所支援事業所等が緊密な連携を図るとともに、園・学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別の支援計画が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましいとされています。そのためには関連機関での連携を図り、乳幼時期から成人期までのライフステージを通じた途切れのない支援体制を周知・充実していく必要があります。

そのため、「自立支援協議会 こども部会」でライフステージを通じた支援ツールである「サポートファイル」の周知・活用方法について検討し、平成 26 年度より障害児相談支援事業所等からも必要とする人へ配布していくことにしました。

また、平成 26 年 10 月より「青少年サポート事業」を開始し、発達障がいのある人や発達障がいの疑いのある人の、途切れのない支援の充実を図りました。

今後も、ライフステージを通じた途切れのない支援体制を推進していきます。

■取り組みの方向性

①ライフステージを通じた支援の推進

「自立支援協議会 こども部会」にて、障がいのある子どもへの支援の充実について協議を行い、ライフステージを通じた途切れのない支援の推進を図ります。

また、児童発達支援センターとしての機能を持ったこども発達センターを中心に、福祉担当課、教育委員会、当事者団体、障害児通所支援事業所など、関係者による連携の強化を図ります。

②サポートファイルの活用の推進

園・学校をはじめ、障害児相談支援事業所や障害児通所支援事業所等で作成されるそれぞれの個別の教育支援計画や個別の支援計画等が連携するために、障がいの特性や特徴、支援内容を記録し、支援者が情報を共有するための「サポートファイル」を周知・活用することにより、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた途切れのない一貫性のある支援に努めます。

■主な事業

事業名	自立支援協議会・こども部会
担当課	障がい事業課
内容	子どもへの支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	サポートファイルの作成・配布や、発達セミナー等の開催をはじめとする各種事業を行い、障がい者福祉の知識の普及・啓発を図ります。

事業名	青少年サポート事業
担当課	障がい事業課
内容	小学生から概ね 25 歳までの発達障がいのある人と発達障がいの疑いある人に、専門性の高い相談や療育支援を行います。

■関連施策・計画

教育プラン、子ども・子育て支援事業計画（仮称）



5 雇用・就労支援の推進

(1) 障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実

■現状と課題

障がいのある人が自分らしく働くことは、社会的・経済的に自立するための重要な条件です。そのためには、障がいのある人の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を提供し、雇用の拡大を図ることが重要です。

アンケート調査結果でも、働くために必要なこととして、「障がいに合った仕事であること」が31.1%、「周囲が障がいに対して理解があること」が27.3%と多く挙げられており、環境を整えることの必要性が指摘されています。

障がい者就労支援センターでは、福祉的就労から一般就労への移行、市内外の企業や事業所への就職、定着支援、また、就労が困難となった場合の再訓練や離職者支援など複合施設であるワークステーションの機能を生かし、就労支援に取り組んできました。

また、市及び関連機関での雇用促進の他、民間企業での雇用促進のため、奨励金制度の利用促進、障がい者雇用の啓発など、障がいのある人が働く環境の整備にも取り組んできました。

今後も、雇用の拡大は必要であることから、雇用の促進と支援体制の充実が求められています。

■取り組みの方向性

①市及び関連機関での雇用の促進

市及び市の関連機関が率先して障がいのある人の雇用の拡大を図ります。

新規計画の公共施設については、障がいのある人の雇用に配慮したものとすよう努めます。

②民間事業者での雇用の促進

ハローワークなどの関係機関と連携を図り、民間事業所に対する障がい者雇用について啓発に努めます。

職場実習奨励金、雇用奨励金の制度を周知、利用を促進し、障がいのある人の雇用の拡大に努めます。

③就労支援体制の充実と関係機関の連携

障がい者就労支援センターでは、ワークステーションの機能を生かし、ひとりひとりの希望に沿った仕事や働き方ができるよう支援していきます。

ワークステーションの事業所、特例子会社と連携して、障がい者雇用の理解を呼びかけ、障がいのある人が一般就労に繋がる懸け橋としての役割を積極的に担います。

■主な事業

事業名	就労支援センター事業
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援等を行います。

事業名	ワークステーション事業（市役所内）
担当課	障がい事業課
内容	市役所内にワークステーションを設置し、障がいのある人を非常勤として雇用し、就労体験の場を提供します。

事業名	雇用促進奨励金
担当課	商工観光課
内容	雇用機会の拡大並びに福祉の増進を図るため、市内に居住する高齢者及び障がいのある人を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付します。

事業名	障がい者職場実習奨励金
担当課	商工観光課
内容	雇用機会の拡大を図るため、市内に居住する障がいのある人を職場実習に受け入れた事業主に対し、職場実習奨励金を交付します。

事業名	自立支援協議会・地域生活支援部会
担当課	障がい事業課
内容	就労に関する支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

(2) 福祉的就労の促進

■現状と課題

福祉的就労は、一般就労へ移行するための場として重要であるとともに、多様な働き方を実現し、障がいある人の日中活動の場を担う点でも重要なものです。

平成 25 年 4 月に障害者優先調達推進法が施行され、「浦安市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」を策定しました。方針に基づき就労施設等の受注・販売の拡大を推進するため、市内の事業所の製造品等を PR する「うらやす市ハンドメイド BOOK」を活用し啓発を行うとともに、販売のための場の確保など就労促進のための取り組みを行いました。

今後も、福祉的就労の場の充実を図るとともに、工賃向上のための取り組みを充実することが必要です。

■取り組みの方向性

①福祉的就労の場の充実

市の公共施設内にある喫茶店や食堂を障がいのある人が働ける場として提供し、福祉的就労の場の確保に努めます。

重度障がい者支援事業所運営費補助を継続し、重度な障がいのある人の福祉的就労の場の充実に努めます。

②就労施設等の受注・販売の拡大

「浦安市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、市及び関係機関からの発注の促進に努めます。

「福祉フェア」等、定期的な販売の機会や販路の拡大を図り、引き続き工賃向上に取り組みます。

■主な事業

事業名	障がい者福祉センター事業
担当課	障がい事業課
内容	知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援 B 型の事業を行います。

事業名	身体障がい者福祉センター事業
担当課	障がい事業課
内容	身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練（機能訓練）及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。

事業名	ソーシャルサポートセンター事業
担当課	障がい事業課
内容	精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。

事業名	特定地域活動支援センター経営事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人や難病者等を対象に、生産活動、創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターⅠ型の事業を行います。

事業名	重度障がい者支援事業所運営費補助金
担当課	障がい事業課
内容	重度障がいのある人を支援する生活介護、就労継続支援等の事業者に対して、人員、設備費用等の運営費補助を行います。

事業名	知的障がい者職親委託事業
担当課	障がい福祉課
内容	知的障がいのある人に対して一定期間職親が、生活指導及び技能習得訓練等を行い、雇用の促進と職場定着性を高めます。

事業名	うらやす市ハンドメイドBOOK
担当課	障がい事業課
内容	就労施設等の受注・販売を拡大するため、製品や受注業務のカタログを作成し、配布します。

(1) 歩道空間・建築物の整備

■現状と課題

障がいのある人が社会のあらゆる分野に参加するために、さまざまなバリアを取り除いていくことが求められています。

市では、まちづくりの指針となる「都市計画マスタープラン」の基本理念の一つに「人間尊重のまちづくり」を掲げています。

震災からの復旧、景観保護やその他の問題もあり、都市整備は短期的に実現できるものではありませんが、計画的に整備をおこなってきました。

また、新庁舎の建設にあたっては、障がい者団体の方などとの意見交換会を実施し、ユニバーサルデザインに配慮した庁舎の設計に努めました。

本市では古くから続く旧市街と比較的新しくできた市街とがあります。旧市街では、計画的なまちづくりが行われる以前からの街並みがあり、ユニバーサルデザインの点からは、細かい路地、道の段差などが課題となっています。

■取り組みの方向性

①「足もとからの都市づくり」の推進

道路、公園、公共的施設及びその周辺等の都市空間の環境を点検し、高齢者、障がいのある人を含めた「市民にとってやさしいまち」をめざしての環境改善を図ります。

②道路環境・交通安全施設の整備

歩行空間の安全性や快適性の向上を図るため、道路環境の改善に取り組みます。

国道、県道、市道の切り下げ部の是正及び電柱の移設等について働きかけます。

自転車駐車場の整備、放置自転車対策に努めるとともに、自転車利用のルール周知など交通安全教育の充実に努めます。

音響信号等の設置について、必要に応じて公安委員会に要望します。

③公共施設等の整備

公共施設の新築や改修の際はユニバーサルデザインに配慮します。

公園の入り口の段差解消、車止め問題の解決、障がい者用トイレの設置等の整備に努めます。

国や県の施設のバリアフリー対応を働きかけていきます。

■主な事業

事業名	庁舎等建設事業
担当課	庁舎等建設準備課
内容	障がいのある人が円滑に行政手続きなどが行えるよう、ユニバーサルデザインに基づく庁舎として整備していきます。

事業名	道路等復旧事業
担当課	道路整備課
内容	災害復旧とあわせて、誘導ブロックの復旧や道路の整備をおこないます。

事業名	当代島旧県道整備事業
担当課	道路整備課
内容	側溝を暗渠化（地中に埋めるなど）し、段差の解消を推進します。 歩道と車道の区別がつきやすいように、歩道のカラー舗装を推進します。また、色弱の方などにも配慮した色で舗装します。

■関連施策・計画

高齢者保健福祉計画

(2) 移動・交通手段の整備

■現状と課題

アンケート調査結果では、主な交通手段は「徒歩」(59.5%)について、「バス」(42.6%)、「電車」(42.3%)の利用が多く、バスや電車の利便性と安全性の向上は障がいのある人の日常生活において重要な要素です。

障がいのある人にとって、利用しやすい移動・交通手段の確保は欠かせないものであり、特に視覚に障がいのある人や肢体不自由の身体障がいのある人にとっては、切実な課題となります。

そのため、市では、おさんぽバスの総合福祉センターバス停留所にバスが停車していることを知らせる音声装置を設置したり、JR京葉線新浦安駅・舞浜駅へのホームドアの設置を要望するなど、視覚に障がいのある人等の安全の向上に努めました。

今後も引き続き公共交通機関の福祉対応の促進に取り組んでいく必要があります。

■取り組みの方向性

①移動手段及びサービスの充実

路線バスやタクシーの利用や自家用車等への支援、車両の貸し出しや移動支援等の外出支援サービスの充実により、外出を促進します。

ノンステップバスを使用した「おさんぽバス」の運行により外出を支援します。

②交通機関の福祉的対応の促進

鉄道駅、バス停留所等のバリアフリー化やバス停留所の障がい者対応の点字案内板、音声発生装置等の整備を事業者に働きかけます。

鉄道利用者のホームでの安全性を確保するため、引き続きJR京葉線新浦安駅・舞浜駅へのホームドアの設置を要望します。

通院や買い物などの日常生活の利便性を向上するための路線バスの充実ならびに低床式バスの導入やバリアフリー対応をバス事業者に働きかけます。

■主な事業

事業名	バス・鉄道共通ICカード利用助成
外外カ	障がい福祉課
内容	バス・鉄道共通ICカードの費用の一部を助成します。

事業名	福祉タクシー利用料金助成
担当課	障がい福祉課
内容	タクシーを利用する場合の利用料金の一部を助成するとともに、福祉タクシー協力機関に対し、協力費を交付します。

事業名	リフト付き大型バス事業
担当課	障がい事業課
内容	福祉団体等に車いすのまま乗車できるリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出します。

事業名	自動車運転免許取得費用、自動車改造費用助成事業
担当課	障がい福祉課
内容	肢体不自由のある人を中心とした身体障がいのある人個人の自由な移動手段の確保のため、自動車運転免許取得費用、自動車改造費用を助成します。

事業名	自動車燃料費助成事業
担当課	障がい福祉課
内容	重度の障がいのある子どもや重度の障がいのある人等を対象に、外出支援や社会参加の実現を推進するため、自動車燃料費の一部を助成します。

事業名	移動支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動（外出）の支援を行います。

事業名	コミュニティバス事業
担当課	都市政策課
内容	ノンステップバスを使用した「おさんぽバス」を運行し、障がいのある人や高齢者などの外出を支援します。

■関連施策・計画

高齢者保健福祉計画



リフト付き大型バス「すまいる号」

(3) 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

■現状と課題

すべての人が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整えるとともに、地域ぐるみの防犯への取り組みや、災害時の協力・支援体制の構築が求められています。

東日本大震災においては、初動における適切な避難、避難所における障がいに応じたケア体制の確保などの問題が、障がいのある人の災害対策として浮かび上がってきました。障がい者団体等に対するヒアリングでも、個々の障がいに応じた適切なケアができる避難環境の整備を望む意見が挙げられています。

障がいのある人など自力では避難することが困難な災害時要援護者の円滑な避難支援や安否確認は、地域住民、自治会自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関など、地域の幅広い協力が不可欠です。災害時要援護者名簿は非常時の適切な支援のための重要なツールとなるため、安否確認や避難誘導等に当たる関係機関で情報共有を図り、非常時の有効活用に結びつけていけるように仕組みを構築していくことが求められます。

また、災害時要援護者の二次的な避難場所である福祉避難所の整備をはじめ、要援護者のケアにあたるスタッフの確保、福祉用具・備品等の備蓄も必要となります。

平成26年度より、公設の福祉避難所に加え、民間の福祉サービス事業者と協定を結んで、福祉避難所の拡充を行いました。また、人材の派遣や福祉用具の供給の確保にあたりました。

今後も、障がいのある人が安心・安全に暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

■取り組みの方向性

①災害時要援護者への支援

要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与と情報発信料の助成を行います。

随時災害時要援護者名簿の更新、整備を行います。

②自主防災組織への協力

自主防災組織と連携し、各自主防災組織で作成している災害対策マニュアルへの助言や協力を行います。

災害が発生した際に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等が迅速に行えるよう、自主防災組織への災害時要援護者名簿の提供等を行います。

③福祉避難所の拡充および人材の確保

災害時要援護者の二次的な避難所である福祉避難所の設置・運営を公設の施設だけでなく、民間の事業者にも協力を要請し、「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結することで福祉避難所の拡充を図ります。

福祉避難所および在宅の要援護者宅へのヘルパーの派遣の協力を要請し、「災害時における介護支援に関する協定」を締結し、災害時の福祉人材の確保に努めます。

④福祉用具の備蓄

福祉避難所の充実を図るため、「災害時における福祉用具等の供給に関する協定」を締結し、災害時の福祉用具の供給ルートを確保します。

「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した事業者へ、福祉避難所用物資や器材の備蓄に対する補助を行います。

⑤防災意識の向上の推進

防災講演会等を通じて、支援者および要援護者双方の防災意識の向上に取り組みます。

⑥緊急通報装置等の充実

緊急時の24時間応答が可能な「緊急通報装置」の貸与事業の周知を図ります。

聴覚や言語等に障がいのある人が、携帯電話のWeb機能を利用して簡単に救急車や消防車の出動要請が出来る「緊急Web通報システム」の利用を促進します。

■主な事業

事業名	災害時要援護者支援事業
担当課	障がい事業課
内容	要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与と情報発信料の助成および災害時要援護者名簿の整備を行います。

事業名	自主防災組織育成事業
担当課	防災課
内容	自主防災組織に対し、防災意識の高揚、防災行動力の向上を目的に、訓練や研修を行う。また、防災機器の購入や自主防災事業に対し補助を行います。

事業名	福祉避難所支援事業補助金
担当課	障がい事業課
内容	市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した民間の事業者へ福祉避難所に備蓄する物資や器材等の購入費に対する補助を行います。

事業名	緊急通報装置の貸与
担当課	障がい福祉課
内容	障がいのある人がごく簡単な操作により、緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な装置を貸与します。

事業名	U コミサポート事業
担当課	障がい福祉課
内容	聴覚に障がいのある人が意志の疎通を図る上で支障がある場合などに、市役所が閉庁している時間に電話代行業務を行います。

事業名	緊急 Web 通報システム
担当課	消防本部警防課
内容	聴覚または言語等に障がいのある人が、携帯電話のインターネット通信機能を用いて、消防署へ救急車や消防車の出動要請が出来るシステムを導入しています。

事業名	救急メディカル情報支援事業
担当課	障がい事業課・健康増進課・消防本部警防課
内容	<p>聴覚や言語に障がいのある人等が、緊急時に救急車の出動要請や自らの意思を伝えるときに活用するための携帯用の「救急メディカルカード」を作成し配布しています。</p> <p>救急車には、具合の悪い部位などを指をさして伝えるための大型のカードを搭載しています。</p> <p>緊急連絡先やかかりつけ医などの医療情報等を入れて冷蔵庫に保管することができる「救急医療キット」を配布しています。</p>

■関連施策・計画

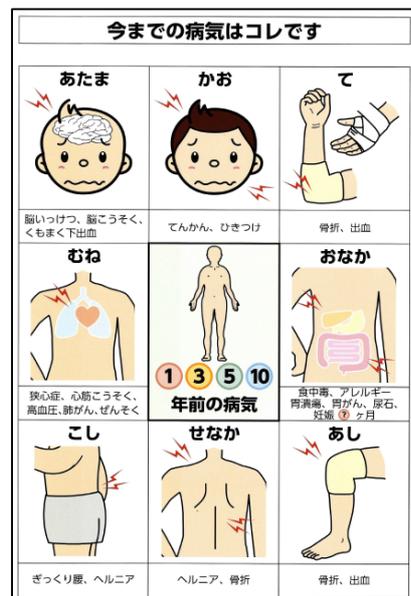
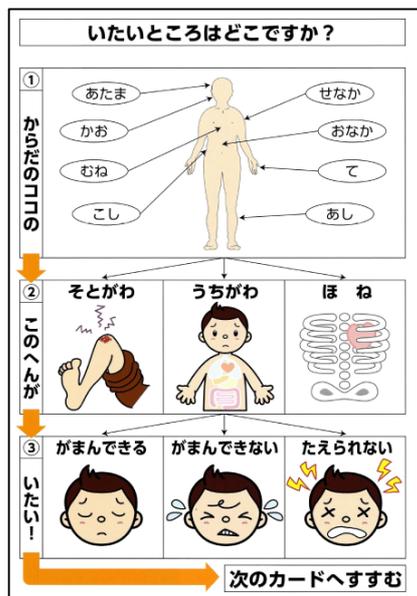
高齢者保健福祉計画、地域防災計画

救急メディカルカード（救急車内設置）

私たちは、浦安市消防署の
救急隊 です。

これからカードに
 指(ゆび)でさして
 あなたの**からだ**の様子(ようす)を
 お聞きますので、
 私たちに伝えてください。

よろしいですか？



福祉避難所設置状況（平成26年11月1日現在）

公共施設	14箇所	当代島公民館、中央公民館、堀江公民館、美浜公民館、富岡公民館、日の出公民館、高洲公民館、総合福祉センター、障がい者福祉センター、老人福祉センター、市特別養護老人ホーム、ソーシャルサポートセンター、障がい者等一時ケアセンター、ワークステーション
民間事業所	19箇所	特別養護老人ホーム浦安愛光園、特別養護老人ホームしずか荘、特別養護老人ホームわとなーる浦安、地域密着型特別養護老人ホーム清風荘うらやす、あいらんど、こころとことばの教室こっこ東野校、こころとことばの教室こっこ新浦安校、こころとことばの教室こっこ、浦安駅前校プレーメンの家フレンズキッチン、すてんぱれ今川、なゆた、ほっと浦安、グングニル・ハウス、夢のみずうみ村浦安デイサービスセンター、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも本部、地域活動支援センターとも、今川センター、タオ、パレット ※今後も適宜、追加・変更等があります。

7 自立と社会参加の促進

(1) 権利擁護施策の推進

■現状と課題

障がいのある人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、権利擁護の取り組みが必要不可欠です。

本市ではこれまで、自立支援協議会を中心に関係機関が連携して障がいのある人の権利擁護の推進に取り組んできました。

また、障がいのある人を介護する人の高齢化が進んでおり、障がいのある人における成年後見制度の必要性が高まると考えられることから、成年後見制度の利用拡大に向けた体制の整備を引き続き推進する必要があります。

■取り組みの方向性

①権利擁護の推進

権利擁護事業や福祉サービス利用援助事業の周知を図り、その利用を促進します。

「自立支援協議会 権利擁護部会」では障がいのある人や支援者、警察、県、民間企業等、さまざまな立場の関係者で権利擁護に関する支援の充実を協議するとともに、関係機関での連携を推進します。

②成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の周知と利用の促進を図ります。

市民後見人の活用も含めた法人貢献の活動を支援します。

■主な事業

事業名	自立支援協議会・権利擁護部会
担当課	障がい事業課
内容	権利擁護に関する支援の充実を協議するとともに、関係機関の連携を推進します。

事業名	成年後見制度利用支援
担当課	障がい事業課
内容	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められた障がいのある人に、費用の助成をおこないます。

事業名	成年後見事業
担当課	障がい事業課
内容	成年後見制度の利用の促進等を自立支援協議会で協議します。 成年後見制度の周知と利用のサポート、法人後見等をおこないます。(社会福祉協議会へ委託) 市民後見人等の人材の育成するため、研修をおこないます。(社会福祉協議会へ委託)

事業名	消費生活センター
担当課	消費生活センター
内容	障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、相談、啓発、情報提供等を行います

■関連施策・計画

浦安市社会福祉協議会地域福祉活動計画

(2) 虐待の早期発見・防止

■現状と課題

平成24年10月より、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、浦安市でも「障がい者虐待防止センター」を設置し、相談員による相談・通報の受理や支援をおこなってきました。

また、平成26年度より、従来の「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」と「障がい者虐待防止対策協議会」を統合した「浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会」を設置し、高齢者を支援する関係機関と障がいのある人を支援する関係機関が連携し、支援体制の強化に取り組んできました。

今後も関係機関の一層の連携を図り、障がいのある人の人権が守られ、社会の中で自立して生活するための基盤づくりに取り組むとともに、家族や施設職員の過度な負担、閉鎖的な状況などを改善し、虐待を発生させない環境づくりが重要です。

■取り組みの方向性

①虐待防止ネットワークの強化

「浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会」や「障がい者虐待防止実務者会議」を中心に、関係機関の連携を図り、具体的な施策や養護者に対する支援施策等を推進します。

②虐待防止センター事業の充実

虐待の通報や届出があった場合は、「障がい者虐待防止センター」を中心に、迅速な事実確認と必要に応じた支援体制の整備と保護活動を行います。

虐待の早期発見に努めるとともに、相談窓口である「障がい者虐待防止センター」の周知・広報を推進し、一般市民や福祉サービス事業者向けの講演会や研修を実施し、虐待の防止に努めます。

■主な事業

事業名	障がい者虐待防止センター
担当課	障がい事業課
内容	障がい者の虐待の防止、虐待の通報、届出及び相談の受理と支援、保護を行うとともに養護者への支援を行います。

事業名	浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会
担当課	障がい事業課・高齢者支援課・猫実地域包括支援センター
内容	関係機関による支援体制の強化と情報共有等を行います。 障がい者等の虐待防止に係る具体的な施策や養護者に対する支援施策を協議します。

事業名	障がい者虐待防止実務者会議
担当課	障がい事業課
内容	健康福祉部を中心に、受理した通報・届出への支援の方向性の協議を行います。

事業名	障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	虐待の防止や早期発見を推進するため、市民や福祉サービス事業者等を対象に講演会や研修会を開催します。

(3) 差別の解消と合理的配慮の推進

■現状と課題

障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者差別解消法」が平成 25 年度に交付されました。

同法が平成 28 年度に施行されることに先立ち、本市では千葉県とともに平成 26 年度に厚生労働省の「障害者差別解消支援地域協議会」モデル事業を実施し、「浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会」を中心に差別や合理的配慮の事例の収集と支援体制と連携のあり方について、検討を行いました。

今後は、モデル事業の成果や国の基本方針等を踏まえた対応要領を作成して、社会的障壁を取り除くための配慮を推進していくことが求められます。

■取り組みの方向性

①差別解消のための体制整備

国の基本方針等を踏まえた対応要領及び対応指針を策定し、差別の原因となる社会的障壁を取り除くための必要な配慮がなされ、障がいを理由とする差別を受けないよう取り組みます。

②行政サービスにおける配慮の推進

国の基本指針や千葉県の「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」をもとに、窓口等における配慮を充実します。

市主催の会議、講座、催し等に積極的参加できるよう、障がいの特性に配慮した合理的配慮を推進します。

③合理的配慮の推進

障がいのある人が、自分に合った支援を受けられるよう、啓発・広報や支援に努めます。

■主な事業

事業名	こころのバリアフリー支援事業 障がい者福祉推進事業
担当課	障がい事業課
内容	国の基本方針等を踏まえた対応要領等を作成します。 啓発用の冊子として「こころのバリアフリーハンドブック」を配布します。 小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講座等を開催します。 市職員や市民を対象に講演会や研修会を開催します。

事業名	ハンディキャップサービス事業
担当課	図書館
内容	視覚障がいのある人などのため、拡大写本、点訳図書、音声図書、テキストデータ資料などの資料を製作して提供します。

事業名	声の広報
担当課	広聴広報課
内容	視覚に障がいのある人のため、広報うらやすの内容を吹き込んだデージー図書やCDを作成しています。

事業名	公式ホームページ
担当課	広聴広報課
内容	文字の大きさが変更できます。音声読み上げソフトへの対応に配慮しています。

事業名	選挙費
担当課	選挙管理委員会
内容	投票所に仮設スロープを設置、点字版氏名掲示、候補者の略歴、政見等を点字で記載した「選挙のお知らせ」や点字器などを用意しています。 身体に重度の障がいがあり一定の要件を満たす方が、自宅で投票できる「郵便投票制度」を実施しています。

事業名	意思疎通支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	聴覚に障がいがある人が意志の疎通を図る上で支障がある場合などに、手話及び要約筆記等の方法により、コミュニケーション支援を行います。

事業名	U コミサポート事業
担当課	障がい福祉課
内容	聴覚に障がいがある人が意志の疎通を図る上で支障がある場合などに、市役所が閉庁している時間に電話代行業務を行います。

事業名	消費生活センター
担当課	消費生活センター
内容	障がいのある人が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、相談、啓発、情報提供等を行います

事業名	庁舎等建設事業
担当課	庁舎建設課
内容	障がいのある人が円滑に行政手続きなどが行えるよう、ユニバーサルデザインに基づく庁舎として整備していきます。

(4) 余暇活動の促進

■現状と課題

障がいのある人が、自立した生活を送るためには、市民の一人として社会参加を実現することが大切です。

「余暇」を利用しスポーツ活動や文化活動などへ参加することは障がいのある人の「生活の質（QOL）」を高める上で必要不可欠です。

また、余暇活動は、障がいのある人の自己実現の機会となるとともに、その活動を通じて多くの人との交流を深めていくことにもなります。

アンケート調査結果では、半数以上の方が趣味やスポーツ、レクリエーション活動に参加していないと回答しており、今後も、余暇活動の推進を図るため、活動に対する広報の強化、参加意欲を高めるような工夫や働きかけが必要です。

■取り組みの方向性

①余暇活動等に対する支援の充実

移動支援事業などの外出支援サービスを充実し、障がいのある人の社会参加の機会の増加・多様化を図ります。

また、地域活動支援センター等において、機能訓練、創作活動、レクリエーション活動、技術習得事業などの内容の充実を図ります。

②文化・スポーツ活動の充実

障がいのある人が参加しやすい講座やサークル活動等の実施を働きかけます。

障がいのある人のスポーツの普及や場の確保など、障がいのある人のスポーツ活動を促進するとともに、「障害者スポーツ大会」への参加を呼びかけます。

■主な事業

事業名	公民館活動
担当課	公民館
内容	企業等に就労する障がいのある人の夕方からの余暇支援事業「きぼうアフターファイブ」を行います。 知的障がいのある人が休日の過ごし方を学ぶことを目的とした「きぼう青年学級」事業を行います。

事業名	移動支援事業
担当課	障がい福祉課
内容	障がいのある人の外出を支援かつ促進するため、ヘルパーによる移動（外出）の支援を行います。

事業名	リフト付き大型バス事業
担当課	障がい事業課
内容	福祉団体等に車いすのまま乗車できるリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出します。

事業名	社会参加等促進事業
担当課	障がい福祉課
内容	福祉タクシー利用料金助成、バス・鉄道共通ＩＣカード利用助成、自動車燃料費助成等を行います。

事業名	浦安市社会教育関係団体活動補助金（浦安市軽スポーツ協会）
担当課	市民スポーツ課
内容	ボッチャ（重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツ）大会にに補助金を交付します。

事業名	特定地域活動支援センター経営事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人や難病者等を対象に、夜間や休日も含めた生産活動、創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターⅠ型の事業を行います。

事業名	ソーシャルサポートセンター
担当課	障がい事業課
内容	精神障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう、レクリエーション活動・軽作業・交流の場の提供などを行います

(5) 自主的活動の推進

■現状と課題

障がいのある人に必要とされる取り組みを推進していくためには、障がいのある人自身の意見を反映できるような仕組みを整えることが大切です。様々な機会を通じて、障がいのある人やその家族の意見に耳を傾け、できる部分から施策に反映させていくように取り組んでいます。

障がいのある人とその家族の団体等の活動に対して支援を行い、自主的活動の促進に努めてきました。

また、自立支援協議会では、障がい者団体の代表者が委員として参加しています。平成 25 年度からは、障がいのある人同士の情報交換及び相互理解を図り、地域課題を提案する場として、自立支援協議会に「本人部会」を創設しました。

自主的活動が活性化していくことは、障がいのある人自身にとっても、本市の障がい者施策にとっても、意義のあることです。

こうしたことから、障がいのある人とその家族の団体等の自主的活動の促進に努める必要があります。

■取り組みの方向性

①障がい者団体等の育成・支援

障がい者団体等の育成を図り、その自主的活動の側面的支援の充実を図ります。また、各団体の活動の周知等の支援を行います。

各障がい者団体、社会福祉法人や民間事業所等との懇談・意見交換の場を必要に応じて設け、連携の強化を図るとともに、その活動を支援します。

障がい者団体等とボランティア団体等との連携の強化を促し、団体活動への協力の促進を図ります。

②意見を発信する機会の確保

自立支援協議会では、障がい者団体の代表者が委員として参加していますが、障がいのある人同士の情報交換及び相互理解を図り、地域課題を提案する場として、平成 25 年度より「自立支援協議会 本人部会」を創設しました。

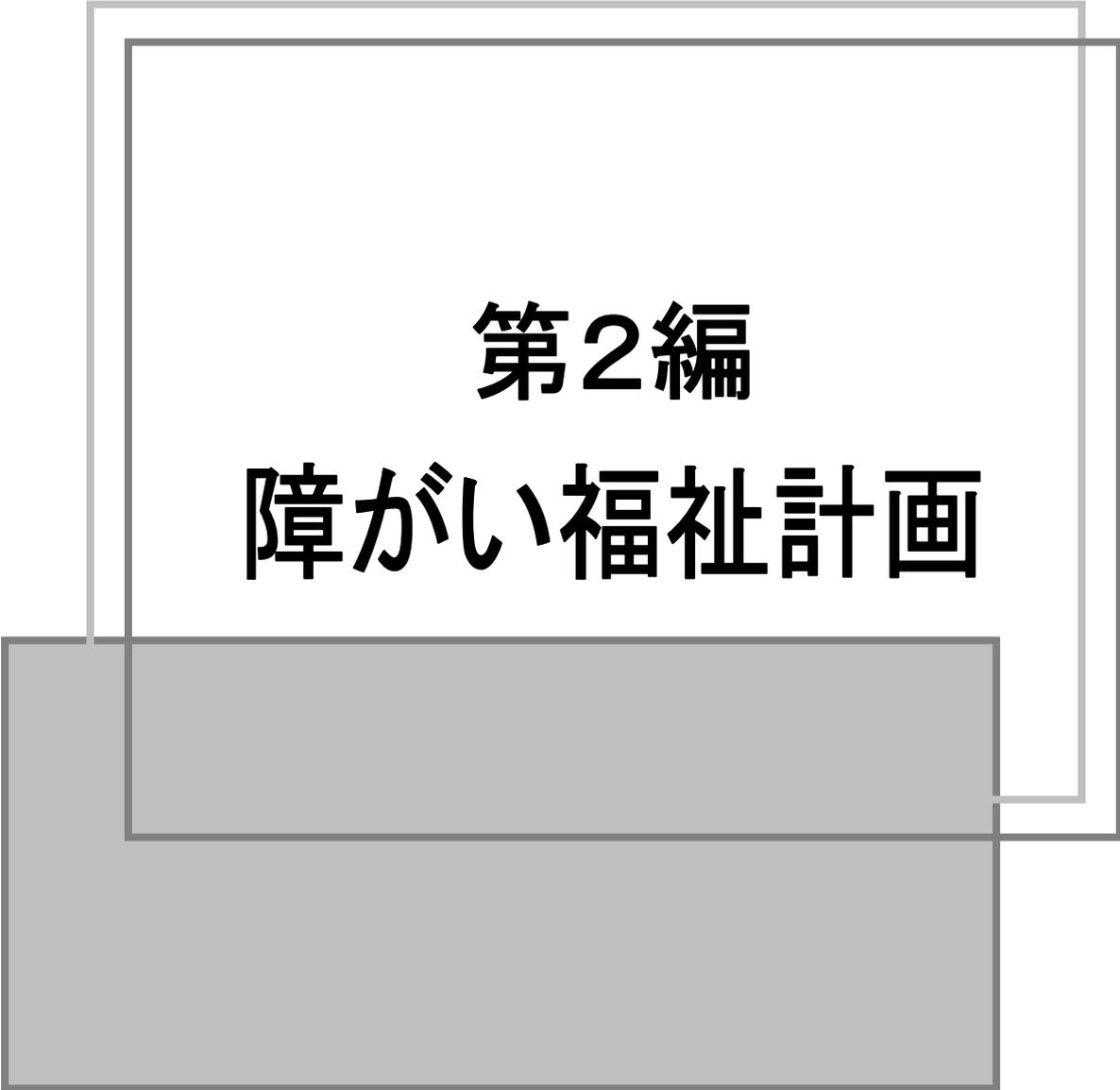
自立支援協議会をはじめとする会議等で、障がいのある人やその家族の意見に耳を傾ける機会を確保します。

■主な事業

事業名	浦安市障がい福祉団体事業費補助金
担当課	障がい事業課
内容	障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助します。

事業名	事業の後援
担当課	障がい事業課
内容	障がい福祉団体等が講演会等の事業をおこなう際に周知広報の協力等、側面的支援を行います。

事業名	自立支援協議会・本人部会
担当課	障がい事業課
内容	障がいのある人同士で情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案します。



第2編
障がい福祉計画

第1章

計画の基本事項

1 計画の基本方向

国が示した基本指針に添って、次に掲げる点に配慮します。

1 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。

また、障がいのある人等が、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立し、社会に参加していくことを図ります。

2 市町村を基本とした身近な実施主体

障がいのある人等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村が実施主体となり、福祉サービスを実施します。

3 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいの種別にかかわらず、必要とするサービスが受けられるような福祉サービスを実施します。

4 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

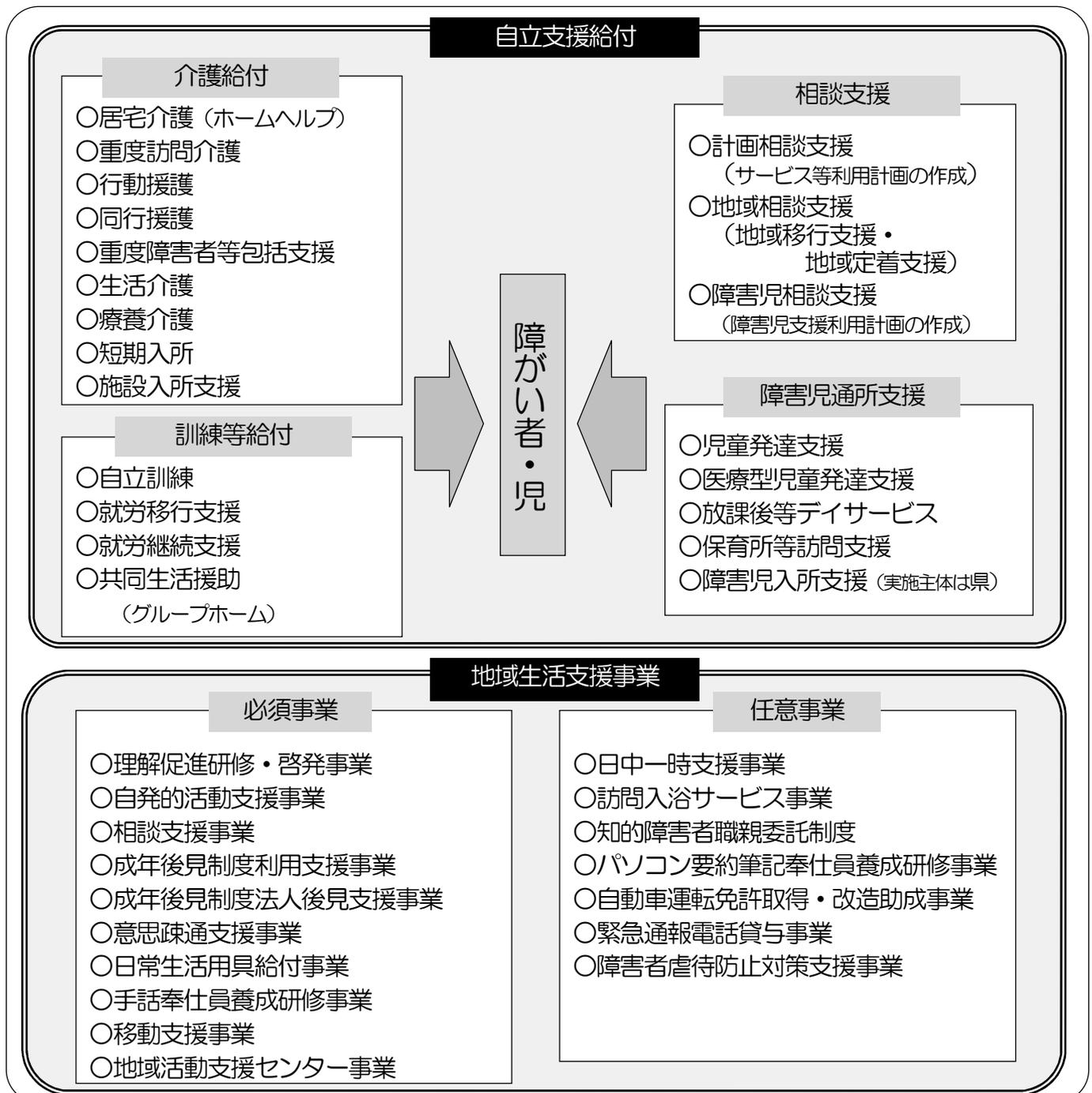
障がいのある人等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

2

サービスの内容と対象者

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から施行されています。

その中で、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がいのある人の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」が設けられており、本市では保健・医療・福祉の専門分野の委員から構成される「介護給付費等の支給に関する審査会」を設置し、中立かつ公正な立場で審査判定を行っています。



(1) 訪問系サービス

	サービス名	内容	主な利用対象者像
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。	(障害支援区分1以上)
	重度訪問介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。	重度の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者で常に介護を必要とする人(障害支援区分4以上)
	行動援護	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人(障害支援区分3以上)
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供します。	身体介護を伴わない場合であれば、視力障がい、視野障がい、夜盲のいずれかがある方が対象となります。身体介護を伴う場合には、視力障がい、視野障がい、夜盲のいずれかがあり、かつ移動障がいがある方で、障害支援区分が2以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定されている人が対象となります。
	重度障害者等 包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービスを包括的に提供します。	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がいのある人で、ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がいのある人・最重度の知的障がいのある人 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がいのある人

(2) 日中活動系サービス

サービス名		内容	主な利用対象者像
介護給付	生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）
	療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上 ③平成24年3月31日時点において重症心身障害児施設に入所していた方または改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた方であって、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の方
	短期入所（ショートステイ）	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。 ※利用者ごとに18か月以内の利用期間を設定	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
	自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。 ※利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間を設定	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

	サービス名	内容	主な利用対象者像
訓練等給付	就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。 ※利用者ごとに24か月以内の利用期間を設定	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人
	就労継続支援（A型）	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で（利用開始時に65歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人
	就労継続支援（B型）	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用には結びつかなかった人 ③①②に該当しない人で50歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人

(3) 居住系サービス

サービス名		内容	主な利用対象者像
訓練等 給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域のアパート、マンション、一戸建て等で、複数で共同生活する居住の場で、「世話人等」の支援を受けながら、日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。	障がいのある人で、地域で自立した日常生活を営むために援助が必要な人
介護給付	施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 ※自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間を設定	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人

(4) 相談支援

サービス名	内容	主な利用対象者像
計画相談支援	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。また、支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整やサービス等利用計画を作成します。	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画の作成を行います。	障害児通所支援を利用するすべての障がい児
地域相談支援 (地域移行支援)	訪問指導や住居の確保等地域における生活に移行するための活動に関する相談、また、地域移行のための障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。	障がい者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障がい者、児童福祉施設に入所する18歳以上の障がい者等
地域相談支援 (地域定着支援)	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。	障がい者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障がい者、児童福祉施設に入所する18歳以上の障がい者等で当該施設・病院を退所・退院した人

(5) 障がい児支援

サービス名	内容	主な利用対象者像
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	未就学の障がいのある児童
医療型児童発達支援	児童発達支援のサービスとともに、治療も行います。	肢体が不自由な児童
放課後等デイサービス	放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を促します。また、放課後などの居場所づくりとしての役割も担います。	小中高校生の障がいのある児童
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援をおこない、保育所などの安定した利用を目指します。	保育所などを現在利用中または利用を予定している障がいのある児童
障害児入所支援	日常生活の指導や独立自活に必要な知識技能の獲得の支援を行います。	障がいのある児童

(8) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、日常生活と社会生活をサポートするサービスを地域の障がいのある人のニーズに合わせて柔軟に提供することを目的とした事業で、障害者総合支援法で市町村の「必須事業」と定められた事業と、市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

	サービス名	内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等に対する理解を深めるため、イベントや講演会等の啓発事業や広報事業を行います。
	自発的活動支援事業	障がい者のある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
	相談支援事業	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施します。また、困難ケースへの対応、サービス調整会議等におけるスーパーバイズ及び相談支援事業者等への指導、助言など高い専門性を要する業務も担っています。
	成年後見制度利用支援事業	後見人により財産管理や契約行為の援助を行うことで、判断力の不十分な人を保護するための成年後見制度を利用する際に、親族がいない等の理由がある場合には、市長による申し立てを実施するとともに、低所得の方に対して、申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修や法人後見の適正な活動のための支援を行います。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣などを行います。
	日常生活用具給付事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員、要約筆記奉仕員等を養成するための研修を実施します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

	サービス名	内容
任意事業	日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
	知的障害者職親委託制度	知的障がいのある人を一定期間、知的障がいのある人の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
	パソコン要約筆記奉仕員養成研修事業	パソコン要約筆記奉仕員を養成するための研修を実施します。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車の運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
	緊急通報電話貸与事業	重度身体障がい者のみの世帯等に24時間体制の受信センターに通報される緊急通報電話を貸与します。
	障害者虐待防止対策支援事業	障がい者への虐待を防止するための連携体制の整備や啓発活動をおこないます。

第2章

地域移行等の目標

1 地域生活への移行目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行の推進

国の基本指針では、平成 29 年度末までに、平成 25 年度末の施設入所者の 12%以上を地域生活に移行することを目指すとともに、29 年度末時点での施設入所者数を差し引き4%以上削減することを目指しています。

項目	人数	備考
平成 25 年度末の施設入所者数 (A)	56 人	
平成 29 年度末の施設入所者数 (B)	53 人	
入所者数の削減目標人数 (C)	3 人	(A) - (B) の人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き (国の目標は4%以上)
入所から地域生活へ移行する目標人数 (D)	7 人	平成 25 年度末の施設入所者数 (A) のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数 (国の目標は 12%以上)

【目標達成のための取り組み】

市では、相談支援体制の強化を図るとともに、通所施設の整備や、地域活動支援センター等の地域生活支援事業の運営支援など、地域生活の受け皿づくりに取り組んできました。

目標達成に向けて、地域生活への移行を一層推進するためには、グループホーム等の居住サービスの整備を推進する必要があります。市内にグループホームを整備するための本市独自の補助事業を継続し、グループホーム等の居住サービスの整備に努めていきます。

また、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくりの機能を持った「地域生活支援拠点」を市町村に少なくとも1つ整備するよう国から示されました。これを受け、本市の実情に応じた「地域生活支援拠点」を整備していきます。

2

就労の目標

(1) 福祉的就労から一般就労への移行者数の目標

国の基本指針では、平成29年度中に一般就労に移行する人数を、平成24年度の一般就労への実績の2倍以上にすることを目標としています。

項目	人数	備考
平成 24 年度の一般就労移行者数	21 人	
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数	30 人 (14%増)	国の目標は平成 24 年度の2倍以上

*浦安市は、手帳所持者に対しての一般就労移行者の割合が、全国平均と比較して高いため、平成 23 年度から平成 25 年度までの就労移行者の伸び率を基に目標値を設定しました。

(参考) 平成 23 年度の統計では、一般就労移行者は全国平均の約 2.5 倍、近隣市の約 3 倍となっています。

(2) 就労支援事業の利用者に係る目標

国の基本指針では、平成 29 年度中に就労移行支援事業を利用する人数を、平成 25 年度の実績の 60%以上増加させることを目標としています。

①利用者数

項目	数 値	考え方
平成 25 年度の就労移行支援事業の利用者	55 人	
【目標値】平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者	88 人 (60%増)	国の目標は平成 25 年度末より 60%以上増加

②事業所ごとの就労移行率

国の基本指針では、就労移行率が 30%以上である就労移行支援事業所を、平成 29 年度末までに全体の 50%以上とすることを目標としています。

項目	数 値	考え方
【目標値】平成 29 年度末の就労移行率が 30%以上である就労移行支援事業所の割合	50%	国の目標は 50%以上

【目標達成のための取り組み】

浦安市ワークステーションでは、就労支援センターを中心に、就労相談、就労訓練、特例子会社が連携を図り、障がいのある人が就労の場や機会を得られるための支援を行っています。

また、関係機関と連携を図り、就労移行支援事業所の整備及び利用者の増加に努め、目標達成に向けて就労支援事業の充実を図ります。

今後も、就労を希望する障がいのある人が一人でも多く一般就労につながるよう、障がいのある人の就労等の選択の幅を拡大しつつ、支援を行います。

第3章

障害福祉サービスの推進

1 訪問系サービスの取り組み

【現状と課題】

訪問系サービスについては、利用動向をふまえながら、今後の地域生活の移行者数を見極めた目標設定を行い、必要なサービス提供基盤の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

平成 23 年度から、視覚に障がいがあり、移動に困難を有する方を対象に同行援護事業を実施しておりますが、移動支援を利用している方が多く、実績が見込みを下回っています。

行動援護については、現在、市内にサービスを提供できる事業者が一事業者しかない状況です。

また、身体障がい分野に比べ、知的障がい、精神障がいがある人へのサービス提供事業者が少ないのが現状です。

【利用実績】

(月間)

区分	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①居宅介護	時間	見込	3,600	3,750	3,900
		実績	3,197	3,407	3,645
	実利用人数	見込	120	125	130
		実績	152	174	198
②重度訪問介護	時間	見込	1,440	1,800	2,160
		実績	1,399	1,279	1,339
	実利用人数	見込	4	5	6
		実績	3	4	4
③行動援護	時間	見込	675	720	765
		実績	534	612	704
	実利用人数	見込	15	16	17
		実績	13	11	11
④同行援護	時間	見込	240	360	480
		実績	62	64	150
	実利用人数	見込	20	30	40
		実績	3	7	10

【今後の取り組み】

訪問系サービスについては、法改正や地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となってきます。

同行援護については、引き続き制度の周知広報に努めます。行動援護については、ヘルパーの養成や新規事業者の参入を推奨していきます。

また、高齢者を含めた訪問系サービスを実施している事業者等との連携を検討し、より多様で多くのサービス提供主体の参画が図られるよう努めるとともに、障がいの種別に関わらず、すべての障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう取り組みます。

【見込み量】

(月間)

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①居宅介護	時間	3,900	4,173	4,465
	実利用人	226	258	294
②重度訪問介護	時間	2,004	2,672	3,340
	実利用人数	6	8	10
③行動援護	時間	768	832	896
	実利用人数	12	13	14
④同行援護	時間	260	425	600
	実利用人数	13	17	20

【現状と課題】

新たに事業所を設置して生活介護事業をおこなう事業者や、重度障がい者を受け入れて支援を行った事業所に補助金を交付するなど、側面的支援をおこなってまいりましたが、特別支援学校の卒業生を中心とした重度障がい者の通所施設が不足しています。民間事業者による通所施設は徐々に整備されていますが、国の報酬制度では人員配置の面等から、重度障がい者の受入れが難しく、保護者からは公的施設整備の要望があります。

よって今後も、関係機関等との連携のもとに、地域生活のための総合的な支援体制を確立していくことが重要であると考えます。

【利用実績】

(月間)

区分	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①生活介護	人日	見込	1,600	1,700	1,800
		実績	2,490	2,723	2,995
	実利用人数	見込	80	85	90
		実績	114	129	139
②自立訓練 (機能訓練)	人日	見込	50	50	50
		実績	107	109	111
	実利用人数	見込	5	5	5
		実績	10	12	14
③自立訓練 (生活訓練)	人日	見込	150	150	150
		実績	161	208	269
	実利用人数	見込	15	15	15
		実績	13	20	21
④就労移行支援	人日	見込	1,200	1,260	1,300
		実績	780	773	1,008
	実利用人数	見込	60	63	65
		実績	56	55	72
⑤就労継続支援 (A型)	人日	見込	200	400	800
		実績	124	202	280
	実利用人数	見込	10	20	40
		実績	6	11	14
⑥就労継続支援 (B型)	人日	見込	1,700	1,700	1,600
		実績	1,754	2,417	2,448
	実利用人数	見込	85	85	80
		実績	102	134	136

(月間)

区分	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
⑦療養介護	人数	見込	0	0	0
		実績	5	4	5
⑧短期入所	人日	見込	140	210	280
		実績	146	163	297
	実利用人数	見込	10	15	20
		実績	11	21	27

*療養介護は、計画作成時に利用者を見込んでいませんでしたが、法改正により利用対象となる方がいました。

【今後の取り組み】

主に課題である重度な障がいのある人の通所施設の整備については、特別支援学校の卒業生の状況に応じて3年ごとに中規模な施設を計画的に整備するとともに、今後も民間事業者への補助等による側面的支援を継続します。補助においては、安定したサービス提供をおこなってもらうよう、1日6時間以上のサービス提供を推奨しています。

【見込み量】

(月間)

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①生活介護	人日	3,300	3,520	3,740
	実利用人数	150	160	170
②自立訓練（機能訓練）	人日	113	115	117
	実利用人数	17	20	24
③自立訓練（生活訓練）	人日	264	276	288
	実利用人数	22	23	24
④就労移行支援	人日	1,008	1,040	1,056
	実利用人数	72	80	88
⑤就労継続支援（A型）	人日	440	500	600
	実利用人数	22	25	30
⑥就労継続支援（B型）	人日	2,880	3,240	3,600
	実利用人数	160	180	200
⑦療養介護	実利用人数	5	5	5
⑧短期入所	人日	256	296	336
	実利用人数	32	37	42

3 居住系サービスの取り組み

【現状と課題】

住み慣れた地域である市内に居住系サービス事業所を整備することを目的に、市独自の補助金制度を創設し、グループホームの整備推進を図ってまいりました。

この3年間で、見込を上回るグループホーム・ケアホームの定員を確保しましたが、今後も介護者の高齢化に対応するため、引き続き地域生活の基盤となるグループホームを整備推進する必要がありますと考えます。

【利用実績】

(月間)

区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
①共同生活介護 (ケアホーム)	人	見込	16	18	見込 40 実績 62
		実績	20	25	
②共同生活援助 (グループホーム)	人	見込	12	16	
		実績	16	18	
③施設入所支援	人	見込	55	56	57
		実績	58	56	56

*ケアホームに入居している人の「介護サービス」の増加を見据えて、平成26年4月の障害者総合支援法の施行後から、「ケアホーム」が「グループホーム」に一元化されました。

【今後の取り組み】

市独自の補助金制度の継続や旧第3教職員住宅をグループホームとして転用するなど、新規施設の開設と既存施設の受け入れ体制の整備・拡充に努めます。

また、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくりの機能を持った「地域生活支援拠点」を市町村に少なくとも1つ整備するよう国から示されました。これを受け、本市の実情に応じた「地域生活支援拠点」を整備していきます。

【見込み量】

(月間)

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①共同生活援助(グループホーム)	人	80	90	100
②施設入所支援	人	55	54	53

4 相談支援の取り組み

【現状と課題】

身近な地域の中で気軽に安心して相談が受けられるよう、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業者及びサービス等利用計画についての周知を図りました。

また、平成 27 年度4月から障害福祉サービス等の支給決定に先立ち、サービス等利用計画を作成することとなっていることから、平成 26 年度より市独自の補助金を創設し、サービス等利用計画の促進に努めました。

【利用実績】

区 分	単 位	(年間)			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
①計画相談支援	実人数	見込	150	300	450
		実績	38	215	600
②地域移行支援	実人数	見込	3	3	3
		実績	0	3	3
③地域定着支援	実人数	見込	2	2	2
		実績	0	0	0

【今後の取り組み】

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、サービス等利用計画の推進に努めます。

また、障がいのある人や保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言などをおこない、福祉サービスが必要な方にはサービス利用に繋げる基本相談支援も強化します。

そのために、民間の相談支援事業者に対して補助金の交付による側面的支援を継続するとともに、指定事業へ参入を勧奨します。

また、サービス等利用計画の質の向上を目指して、自立支援協議会等で計画の検証にあたります。

【見込み量】

(年間)

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①計画相談支援	実人数	650	700	750
②地域移行支援	実人数	5	6	7
③地域定着支援	実人数	2	2	2

5

障がい児支援の取り組み

【現状と課題】

児童発達支援は、早期療育の観点から手帳を持っていない未就学児も健康増進課やこども発達センターの意見書により利用の対象としています。そのため、見込みを大きく上回るとともに、年度毎に利用実績が伸びています。

また、放課後等デイサービスは、日中一時支援事業からの利用者が移行したため、利用実績が伸びています。

平成26年10月よりこども発達センターが児童発達支援センターの指定を受けたことで、中核的な療育支援の施設として、地域全体への療育支援機能を強化・拡充します。

【利用実績】

(月間)

区分	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①児童発達支援	人日	見込	358	358	358
		実績	641	896	909
	実人数	見込	55	55	55
		実績	110	153	142
②医療型 児童発達支援	人日	見込	4	4	4
		実績	3	4	0
	実人数	見込	1	1	1
		実績	1	1	0
③放課後等 デイサービス	人日	見込	260	520	780
		実績	537	794	777
	実人数	見込	40	80	120
		実績	72	121	131
④保育所等 訪問支援	回数	見込	3	5	8
		実績	3	5	3
	実人数	見込	5	10	15
		実績	3	4	3
⑤障害児相談支援	実人数 (年間)	見込	50	100	150
		実績	27	75	280

【今後の取り組み】

「子ども・子育て支援事業計画」と連携を図りながら、児童発達支援センターとしての機能を持ったこども発達センターを中心に、早期療育と障がい児支援体制の整備・拡充を図ります。

また、医療的ケアが必要な子どもに対する支援の基盤整備の強化を図るとともに、福祉、医療、教育等の関係機関において、総合的な支援体制の構築に努めます。

【見込み量】

(月間)

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①児童発達支援	人日	1,202	1,320	1,450
	実人数	185	203	223
②医療型児童発達支援	人日	4	4	4
	実人数	1	1	1
③放課後等デイサービス	人日	850	938	1,034
	実人数	125	138	152
④保育所等訪問支援	回数	8	8	8
	実人数	8	8	8
⑤障害児相談支援	実人数(年間)	300	320	340

6

地域生活支援事業（必須事業）の取り組み

【現状と課題】

移動支援事業は、サービス提供事業者の増加やサービスの周知により実績が見込みを大きく上回るとともに、年度毎に利用実績が伸びています。

法改正（障害者総合支援法）により、必須事業に「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」が加わりました。

「コミュニケーション支援事業」は「意思疎通支援事業」に名称が変更となり、従来の手話通訳・要約筆記に加えて代読、代筆等や、知的や発達に障がいのある人や、重度の身体障がいのある人の意思の伝達の支援など、支援の内容が幅広くなっています。

また、「基幹相談支援センター」を前期計画の目標どおり平成25年度に設置しました。設置にあたり、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす自立支援協議会において、機能等を協議しました。設置後も引き続き自立支援協議会で機能及び実績の検証をおこないます。

【利用実績】

区分		単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①理解促進研修・啓発事業		実施の有無		—	実施	実施
②自発的活動支援事業		実施の有無		—	実施	実施
③相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所	見込	2	2	2
			実績	2	2	2
	基幹相談支援センター	設置の有無		—	設置	設置
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無		実施	実施	実施
住居入居等支援事業		実施の有無		実施	実施	実施
④成年後見制度利用支援事業	実人数	見込	5	5	5	
		実績	1	1	1	
⑤成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無		—	実施	実施
⑥意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数／月	見込	30	33	35
			実績	30	25	30
	手話通訳者設置事業	実設置人数／月	見込	2	2	2
			実績	2	2	2
	入院時コミュニケーション支援事業	実人数	見込	4	4	5
			実績	4	1	2

区分		単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
⑦日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	件数/月	見込	18	19	21	
			実績	7	19	21	
	自立生活支援用具	件数/月	見込	52	54	55	
			実績	25	29	30	
	在宅療養等支援用具	件数/月	見込	18	19	20	
			実績	14	30	20	
	情報・意志疎通支援 用具	件数/月	見込	48	50	53	
			実績	34	29	33	
	排泄管理支援用具	件数/月	見込	1,442	1,498	1,557	
			実績	1,359	1,531	1,557	
	居宅生活動作補助用 具（住宅改修費）	件数/月	見込	5	6	6	
			実績	3	7	6	
⑧手話奉仕員養成研修事業		養成講習 修了・登録 実人数	見込	6	7	8	
			実績	6	6	8	
⑨移動支援事業		実人数 /月	見込	215	230	245	
			実績	278	323	375	
		年間利用 時間	見込	26,433	29,077	31,984	
			実績	27,478	31,333	35,720	
⑩地域活動支援 センター事業		浦安市の地域活動支 援センター利用者	箇所	見込	4	4	4
				実績	4	3	3
			実人数 /日	見込	65	65	65
				実績	50	43	45
		浦安市外の地域活動 支援センター利用者	箇所	見込	3	3	3
				実績	3	3	3
			実人数 /日	見込	3	3	3
				実績	3	3	3

【今後の取り組み】

障がいのある人が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な支援を行っていきます。

障がいのある人等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、啓発・広報・意思疎通事業にも力を入れていきます。

また、自立支援協議会で引き続き「基幹相談支援センター」の機能の検証を行い、相談支援体制の充実と地域の連携に努めます。

【見込み量】

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
②自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
③相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所	2	2	2
	基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
	住居入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
④成年後見制度利用支援事業		実人数	5	7	9
⑤成年後見法人後見支援制度利用支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
⑥意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数 ／月	30	30	30
	手話通訳者設置事業	実設置人数 ／月	1	1	1
	入院時コミュニケーション支援事業	実人数	2	2	2
⑦日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	件数／月	21	21	22
	自立生活支援用具	件数／月	30	31	31
	在宅療養等支援用具	件数／月	20	20	21
	情報・意志疎通支援用具	件数／月	33	34	34
	排泄管理支援用具	件数／月	1,573	1,588	1,604
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数／月	6	6	6
⑧手話奉仕員養成研修事業		養成講習修了・ 登録実人数	9	10	11

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
⑨移動支援事業		実人数	450	540	648
		年間利用 時間	42,750	51,300	61,560
⑩地域活動支援 センター事業	浦安市の地域活動支援 センター利用者	箇所	3	3	3
		実人数/日	45	45	45
	浦安市外の地域活動支 援センター利用者	箇所	3	3	3
		実人数/日	3	3	3

【現状と課題】

日中一時支援事業については、身近な地域でサービスを利用することができるよう、市内事業所の整備を推進してきました。小中高校生の利用については、放課後等デイサービス事業に移行していますが、そのほかの方については継続して当事業を利用しており、見込みを上回る利用実績となっています。

【利用実績】

区分	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①日中一時支援事業	年間利用時間	見込	52,063	38,400	28,800
		実績	59,380	96,043	77,376
	実利用者数	見込	200	160	120
		実績	207	260	248
②訪問入浴サービス事業	年間利用回数	見込	504	576	648
		実績	654	651	864
	実利用者数	見込	7	8	9
		実績	9	7	9
③知的障害者職親委託制度	実利用者数	見込	3	3	3
		実績	3	2	2
④パソコン要約筆記奉仕員養成研修事業	養成講習修了・登録実人数	見込	8	8	8
		実績	0	1	3
⑤自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用者数	見込	5	5	5
		実績	3	4	5
⑥緊急通報電話貸与事業	実利用者数	見込	13	13	13
		実績	13	18	20
⑦障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無		実施	実施	実施

【今後の取り組み】

障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業内容を検証しながら、引き続き市町村任意事業を実施します。

要約筆記奉仕員の養成は県の事業になりましたが、市では引き続き独自に、ニーズの高いパソコン要約筆記奉仕員の養成をすすめていきます。

【見込み量】

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①日中一時支援事業	年間利用時間	85,176	89,544	93,912
	実利用者数	273	287	301
②訪問入浴サービス事業	年間利用回数	864	864	864
	実利用者数	9	9	9
③知的障害者職親委託制度	実利用者数	2	2	2
④パソコン要約筆記奉仕員養成研修事業	登録実人数	8	8	8
⑤自動車運転免許取得・改造費用助成事業	実利用者数	5	5	5
⑥緊急通報電話貸与事業	実利用者数	20	20	20
⑦障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

議題2資料(2)「障がい者福祉計画」に関する策定委員会等での指摘事項

* 類似の意見は、とりまとめて掲載しています。こども部会・相談支援部会で出た意見で、既に第3回策定委員会の資料(障がい者福祉計画たたき台)に反映されているものは、掲載していません。

(1) 第1編「障がい者計画」に関する指摘事項

	項目	該当箇所と指摘事項	頁	修正案
1	全般	経済的な自立について記載してほしい	-	「5. 雇用・就労支援の推進」にて、経済的自立の重要性について記載しています。
2		サービスの充実には、研修等が必要。	-	「2福祉・生活支援の充実 (2)在宅福祉サービスの充実」にて、研修の場の充実について記載しています。
3		制度につながるべき人が繋がらない(年金等)、周知に努めることを掲載してほしい。	-	福祉サービスが必要な方をサービス利用に繋げる基本相談支援の効果(27頁)、福祉サービスの周知(29頁)等、追記しました。
4		内容が薄くなっているように感じる。簡素すぎるのではないか。(権利擁護部会)	-	次の点から、次期計画の策定にあたり表現や構成を一新しました。 ○本人部会等より「計画がわかりづらい」というご意見をいただいていた。 ○他市町村の計画と比較すると情報量が多い。 ○実際におこなわれている事業についての情報が少なく、進捗の評価も難しい ご意見を受け、現状と課題などを追記しましたが、不十分な点がありましたら、ご指摘ください。
5	重点的な取り組み 2. 自己決定を尊重したサービスの提供	「また、サービスの質的・量的充実に努め、民間の事業者の連携と新規事業者が参入しやすい環境を整備します。」を文章として適確なものにしてほしい。民間の事業者の連携と新規事業者が参入しやすい環境を整備するのは、サービスの質的・量的充実に努めるためではないのか。	16	「また、サービスの質的・量的充実に努めるため、民間の事業者の連携と新規事業者が参入しやすい環境を整備します。」に改めました。

	項目	該当箇所と指摘事項	頁	修正案
6	1 理解と交流の促進 (1)啓発の促進 ④職員研修機会の充実	内容が教育関係の部分と整合性がとれるように確認してほしい。	20	ここは主に市の職員を対象にした研修機会を指すため、「市の職員等」と修正します。 なお、教職員の研修機会については「4 子どもへの支援の充実 (2)就学後療育・教育の充実」にて、記載があります。(46頁)
7		インクルージョンの説明「障がいのありなしにかかわらず、共に学ぶ機会を作っていくこと」は「障がいのありなしにかかわらず、共に学ぶ機会を保障すること」のほうがよいのではないか。(権利擁護部会)	20	「障がいのありなしにかかわらず、共に学ぶ機会を保障すること」に改めました。
8	1 理解と交流の促進 (3)交流機会の拡充 ②学校での交流及び共同学習の推進	「特別支援学級と通常の学級担任の交流や、合同研修等を通じて、教職員全体の障がいと障がいのある子どもに対する理解を促進し、職員全体で障がいのある子どもを支える校内体制の拡充を図ります。」は、障がいのある子は支援学級、という印象を与える。	24	「学校における交流及び共同学習」とは、特別支援学級や特別支援学校の児童生徒と通常学級の児童生徒との交流を指す主旨となります。 通常の学級での障がいのある子の受け入れについては、「4 子どもへの支援の充実 (2)就学後療育・教育の充実」の「現状と課題」の中に追記しました。
9		「障がいのある人に対する相談においては、本人の自己決定の尊重という考え方に立って、 <u>保護者や介助者だけではなく</u> 、本人の意思や希望に十分配慮して対応するようにしていきます。」という表現では、本人の自己決定を尊重していないようにとらえられてしまう。	26	「障がいのある人に対する相談においても、本人の自己決定の尊重という考え方に立って、 <u>保護者や介助者の意向も踏まえながら</u> 、本人の意思や希望に十分配慮して対応するようにしていきます。」に改めました。
10	2 福祉・生活支援の充実 (1)相談支援体制の充実	主な事業の内容が、相談支援部会で提示された内容より簡易なものになっている。相談支援部会の委員からは、簡単にするという要望はなかった。 基幹や協議会の内容は、相談支援部会で提示されたもののほうが、よかった。	27	相談支援部会で提示した内容をもとに修正しました。
11		主な事業などに、基本相談の大切さについて記載してほしい。	27	「取り組みの方向性」の中に、基本相談支援の強化について追記しました。

	項目	該当箇所と指摘事項	頁	修正案
12	2 福祉・生活支援の充実 (2) 在宅福祉サービスの充実	地域生活支援部会で協議しているホームヘルパーの課題が書かれていない。	29	「現状と課題」及び「取組の方向性」に追記しました。
13		現状と課題の「担い手の確保と資質の向上」の担い手の確保策が示されていない。(地域生活支援部会)	29	同上
14		(3) 日中活動の場の充実と比較して「現状と課題」の内容が薄い。また、事業名なども掲載してほしい。	29	課題等を追記しました。
15		「一時ケアセンター」でも医療的ケアをしているので掲載してほしい。	31	「主な事業」に追記しました。
16	2 福祉・生活支援の充実 (3) 日中活動の場の充実	「平成26年4月に障がい者福祉センターの定員が超過し、知的障がいを対象とした生活介護事業所の整備が緊急課題となったことから、民間の事業者に対する市有地の提供や整備費用補助を創設し、生活介護事業所の整備を行いました。」等、障がいを特定する必要はないのではないか。	32	「知的障がいを対象とした」を削除しました。
17		現状と課題に現状のみが記載されている。課題を記載してほしい。	32	課題を追記しました。
18		「特別支援学校高等部卒業生の日中活動の場としては、就労移行支援、就労継続支援、生活介護などの」は、障がいのある子は特別支援学校という印象を与える。通常学級の子もいる。障がいの度合いにより、支援学校へ行けない子もいる。	32	「高等学校卒業生等」に改めました。
19	2 福祉・生活支援の充実 (4) 住まいの場の充実	現状と課題の地域生活支援拠点は、ここで書かれているものを想定しているのか。	34	「取り組みの方向性」の中に、「自立支援協議会で具体的な機能を検討し、本市の実情に応じた「地域生活支援拠点」を整備し」と記載しました。
20		重度障がい者支援事業所運営補助金の制度ができたが、この制度の成果(GHが増えたり、日中一時で重度の受け入れが増えているのか等)を踏まえ、制度の効果があがらなかったら見直しをおこなうことを記載してほしい。制度は随時検証し、柔軟に対応してほしい。	34	取組の効果等、計画の見直しについては、随時自立支援協議会でおこなっていきます。(計画の前段、検証に関する項目に掲載)

	項目	該当箇所と指摘事項	頁	修正案
21	2 福祉・生活支援の充実 (4)住まいの場の充実 ②グループホームの拡充	医療的なケアが必要な人、行動障がいのある人の住まいについて記載してほしい。 部屋の配置・広さの工夫、医療的ケアの人、車いすの人に使いやすいような工夫が必要ではないか。	34	医療的なケアが必要な人等の住まいについて、また、障がいの特性にあわせた住まいのあり方について検討している旨を追記しました。
22	3 保健・医療の充実 (1)障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見	こども部会でも提案した「早期発見のために民間事業者とも連携していく」ことについての記載がない。	37	「障がいの早期発見」について、「早期対応＝早期療育」のイメージが混在する内容でしたので、整理を行いました。 「3 保健・医療の充実」においては、検診等の定期的な受診を通して、障がいの原因となる疾病等を予防または早期発見するという観点で記載することとしました。 よって、紛らわしさを解消するため、基本施策の名称を「障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見」と変更しました。 なお、「早期療育」の観点については、「4 子どもへの支援の充実 (1)就学前療育・教育の充実」にて、民間事業者等との連携に触れた記載を行っています。
23		現状と課題に「乳幼児の健康診査の未受診者を解消することで障がいの早期発見・早期対応を図る」とあるが、障がいの早期発見は、検診の受診率を上げることのみが有効のように受け取られる。	37	現状と課題は、見直しをおこないました。保護者の障がい受容や気づきとしての「早期発見」については、「早期対応」の一環として「4 子どもへの支援の充実 (1)就学前療育・教育の充実」にて民間事業者等との連携を記載します。 (43頁)
24		市の事業だけでなく、民間の事業の紹介なども必要ではないか。	37	②障がいの早期発見の促進に掲載している療育機関を「こども発達センター等の療育機関」に改めました。
25		「「のびのびクラス」(1歳6か月児健診等事後指導教室)で発達をうながすための支援を行い、特に早期療育が必要な子どもについては、「のびのびクラス」から「こども発達センター」につなげていくよう努めます。」とあるが、この書き方だと、すべて「こども発達センター」に繋がるように受け止められる。	37	「こども発達センター等の療育機関」に改めました。
26		保育所等訪問支援から「児童発達センター」に繋がることもある。地域の連携について追記が必要。	37	「4 子どもへの支援の充実 (2)就学前療育・教育の充実」にて民間事業者等との連携を記載しています。(43頁)

	項目	該当箇所と指摘事項	頁	修正案
27	3 保健・医療の充実 (2)保健・医療・リハビリテーションの充実	現状と課題 「また、近年医療の高度化に伴い、地域で生活する心身に重度の障がいのある人が増えてきていることから、在宅で生活する医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)についても、家族の介護負担を軽減するための支援が重要です」と記載されているのに、「また、身体障がい者福祉センター及び障がい者等一時ケアセンターにおいて、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な障がいのある人に医療的ケアを提供しました。」とある。「家族の介護負担を軽減するための支援が重要」であることは、課題として残らないのか。	39	現状ではまず、医療的ケアができる通所先を確保することが、家族の介護負担を軽減するための支援につながることを考えています。
28	3 保健・医療の充実 (2)保健・医療・リハビリテーションの充実	「医療的ケア」とは看護職を配置してケアをするという意味か、介護職が研修を受けて行為をおこなうのか。前者と後者では、全く意味が意味合いが違う。	40	前者の意味です。
29	⑤医療的ケア実施事業者の拡充等	「痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを常時必要とする在宅の障がいのある子ども又は障がいのある人の通所先の確保を促進します。」とあるのに、「身体障がい者福祉センター」等、通所施設で受け入れるとなっている。 在宅サービスでの対応も必要。地域生活支援部会でも意見が出ている。	40	現状はまず、医療的ケアができる通所先を確保することが、家族の介護負担を軽減するための支援につながることを考えています。
30	4 子どもへの支援の充実	通常学級、特別支援学級、特別支援学校等「選べる」とことと、通常学級に通う子どもへの支援について掲載してほしい。	43	進学先の選択については、「(3)就学・進学相談の充実」の中で記載しています。(49頁) 「(2)就学後療育・教育の充実」の「現状と課題」の中に、通常学級に通う子どもへの支援について追記しました。(46頁)
31	4 子どもへの支援の充実 (1)就学前療育・教育の充実	児童発達支援センターとこども発達センターの違いがわからない。	43	「取り組みの方向性 ①療育支援体制の充実」に追記しました。
32		こども発達センターで医療的ケアをおこなっていることを掲載してほしい。	43	「取り組みの方向性 ①療育支援体制の充実」に記載しました。

	項目	該当箇所と指摘事項	頁	修正案
33	4 子どもへの支援の充実 (2)就学後療育・教育の充実	医療的ケアが必要な子どもへの対応について課題を掲載してほしい。 医療的なケアが必要な子ども、大人については、課題と取組の方向を示してほしい。	43	医療的ケアの実施方針について検討することを目的として、「浦安市学校等における医療的ケア検討委員会」を設置した旨を就学前、就学後両方に追記しました。(44, 46頁)
34	4 子どもへの支援の充実 (2)就学後療育・教育の充実 ①特別支援教育の充実 等	教育施策では、「就学にあたっては、特別新学級の運営や施設面を考慮し、本人及び保護者の希望を尊重して、その就学すべき学校を指定します」となっている。福祉計画の「本人と保護者の希望を尊重する」という表現にしてほしい。内容のすり合わせが必要。	-	教育施策の担当部署に伝えました。
35		以前の教育施策には、就学先の決定権は、本人と保護者である旨が名文されていたが、現在のものにはない。	-	教育施策の担当部署に伝えました。
36	4 子どもへの支援の充実 (2)就学後療育・教育の充実 ⑦インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進	「特別支援学級と通常の学級の子どもが自然に交流し、共に学び合うことができるような環境づくりに努めます。」とある。これはこれで必要だが、そもそのインクルーシブは障がいのあるなしに関わらず共に学ぶこと。そのことが書かれていない。特別支援学級と通常の学級は別々だから交流するというような書き方になっている。	47	「インクルーシブ教育システム構築に向け、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰にとっても、生活しやすく、安心して生活できる環境づくりに努めます。 特別な教育的支援を必要とする子どもをはじめ、すべての子どもが、授業がわかる、参加している、達成感があると感じ、生きる力を身につけていける授業を行えるよう、教職員の指導力の向上を図ります。」と改めました。
37		「特別支援学級と通常の学級の子どもが自然に交流し、共に学び合うことができるような環境づくりに努めます。」に違和感。障がいのある子へ支援学級という印象を与える。	47	「インクルーシブ教育システム構築に向け、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰にとっても、生活しやすく、安心して生活できる環境づくりに努めます。 特別な教育的支援を必要とする子どもをはじめ、すべての子どもが、授業がわかる、参加している、達成感があると感じ、生きる力を身につけていける授業を行えるよう、教職員の指導力の向上を図ります。」と改めました。

	項目	該当箇所と指摘事項	頁	修正案
38	4 子どもへの支援の充実 (3)就学・進学相談の充実	学校等の介助員や保育園の保育者の加配についても、事業として掲載して、通常学級を選んでも特別支援教育を実施していることを示したほうがいい。	49	加配等の、人件費にあたる事業については、「主な事業」には掲載しないこととしています。 保育園の加配については、「(1)就学前療育・教育の充実」の取り組みの方向性の中で記載しています。(44頁) 学校等の介助員については、「(2)就学後療育・教育の充実」の現状と課題の中で記載しています。(46頁)
39	4 子どもへの支援の充実 (3)就学・進学相談の充実 ②進路選択の充実	「小学校・中学校の修了時には、児童生徒の教育的ニーズを把握し、本人・保護者の希望を尊重しながら合意形成を図り」の部分は、国の方針によるものだと思うが、浦安市は以前から「最終的には本人、保護者の選択」とうたってきた。「合意形成」という言葉に置き換えると、「本人、保護者の選択」の部分が薄まるのではないか。	49	「そして、本人や保護者の希望を尊重した就学相談に努め、就学後も継続した丁寧な相談を実施していくことが必要です。」に改めました。
40	6 生活環境の整備 (3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進	福祉避難所には市川特別支援学校のバスや各施設の送迎バスもとまれるようにしてほしい。	63	こちらについては、当然に非常時として協力体制はありますので、計画への記載はしません。
41		福祉避難所の一覧には、民間の福祉避難所の名称こそ載せるべきでは。	66	平26年11月1日現在と明記したうえで追記しました。 今後、協定先は随時追加・変更がある旨も掲載しました。
42	7 自立と社会参加の促進	権利擁護や虐待の防止には相談や障がい福祉サービスの充実が欠かせないのではないか。(権利擁護部会)	67	当該部分だけにかかわらず、相談や福祉サービスの充実は全ての分野において欠かせないものと考えておりますので、相談支援の充実以外の項目については、特に掲載をしておりません。
43	7 自立と社会参加の促進 (2)虐待の早期発見・防止	支援が足りないために虐待に走ってしまうことを防止するためには、使えるサービスがあることが大前提なので、そういったことを掲載してほしい。	69	「現状と課題」に養護者への支援が必要な旨を追記しました。

	項目	該当箇所と指摘事項	頁	修正案
44		差別の解消のための具体的な方策を掲載してほしい。(権利擁護部会)	71	現在、対応要領等を作成する準備を進めています。
45	7 自立と社会参加の促進 (3)差別の解消と合理的配慮の推進	トイレ事情の改善を市の施設からおこなってほしい、知的な障がいへの配慮に関する事業が少ないように感じる等(権利擁護部会)	71	「生活環境の整備」で、「公共施設の新築や改修の際は、ユニバーサルデザインに配慮します」と掲載しています。取組状況については毎年おこなう予定の関係部署の進捗状況調査で確認します。 また、行政サービスの改善や配慮に関していただいたご意見は、担当部署に報告いたします。
46	7 自立と社会参加の促進 (3)差別の解消と合理的配慮の推進	「障がいのある人が、自分に合ったサービスを受けられるよう、啓発・広報や支援に努めます。」では、行政サービスに限定されてしまうのでは。	71	「障がいのある人が、自分に合った支援を受けられるよう、啓発・広報や支援に努めます。」に改めました。
47	③合理的配慮の推進	情報保障は、配慮ではなく「* * します」という表現が、具体的な方策にもつながるのでいいのでは。(権利擁護部会)	71	計画では、「配慮します」という表現になっていますが、今後、要領等を作成していくうえで、具体的な方策を検討していきます。

(2) 2編「障がい福祉計画」に関する指摘事項

	項目	該当箇所と指摘事項	頁	修正案等
1	全般	見込量の取り扱いについて、この計画の中でどのように盛り込まれていくのか。	-	第2編の障がい福祉計画については、今までの実績と見込値の大体の確保策を記載する形式の計画となっていて、その見込量に対応すべく、第1編にて取り組みの方向性を記載していくこととなります。
2		見込量と予算の関係についてはどのようにしているのか。	-	見込量を用いて、大体の需要が把握できるので、これをもって予算編成を進めていくという手順となります。
3		見込み量の具体的な担保策を記載してほしい(地域生活支援部会)	-	第2編で見込み量、第1編で、事業の取組の取り組みの方向性が示しておりますので、この計画をもとに予算の組み立てや新規事業の検討をおこないます。
4	地域生活への移行目標	地域生活の移行で、施設入所者を29年度までに3人減らす目標があるが、どういった基準で3人とするのか。	93	施設からグループホームに移行するケース等を想定していません。
5	就労の目標	「浦安市」は、手帳所持者に対しての一般就労移行者の割合が全国平均と比較して高い」とあるが、具体的な数値をあげたほうがいいのか。	94	全国、近隣市と浦安を比較した数値を掲載しました。
6	日中活動系サービスの取り組み	就労継続A型は労働時間数という目標を設けるべきではないか。	101	日中活動系サービスは日額報酬となっているので、時間での実績の報告がなく、集計が難しいところです。また、国からも基準が示されていないため、目標値の掲載ができません。「今後の取り組み」内に、市の日中活動系サービスのサービス提供時間への考え方を追記しました。
7		就労継続B型の26年度以降の増え方が少ないのではないか。	101	これまでの利用者数の推移、今後の就労移行支援からの移行数、市内の事業所数等を勘案し、見込み量を修正しました。
8	居住系サービスの取り組み	今、家庭で生活していて、グループホームに入りたい人を支援する目標値はあるのか。	102	「居住系サービスの取り組み」に見込値を入れています。

	項目	該当箇所と指摘事項	頁	修正案等
9	相談支援の取り組み	<p>相談支援の「今後の取り組み」に、基本相談の充実にも取り組むというような文章を入れてほしい。</p> <p>権利擁護の観点からも、いろいろな意味でのモラルが壊れていかないよう、計画相談のチェック機能のような内容を記載してほしい。</p>	103	<p>今後の取り組みを以下のように変更しました。</p> <p>「障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、サービス等利用計画の推進に努めます。また、障がいのある人や保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言などおこない、福祉サービスが必要な方にはサービス利用に繋げる基本相談も強化します。そのために、民間の相談支援事業者に対して補助金の交付による側面的支援を継続するとともに、指定事業へ参入を推奨します。また、サービス等利用計画の質の向上を目指して、自立支援協議会等で計画の検証にあたります。」</p>
10	障がい児支援の取り組み	利用実績は人数だけの表記になっていて、見込み量は人日という表現があるが、なぜ違うのか。	105	利用実績に人日を追記しました。
11	地域生活支援事業(必須事業)の取り組み	基本相談は、地域生活支援事業(必須事業)の相談支援事業の中の障がい者相談支援事業に該当すると思うが、計画相談と相談支援事業が順番としてばらばらになっているから、わかりづらい。わかりやすい記載にしてほしい。	107	第2編の構成や記載の順番は、国等の指針によるものです。
12		意思疎通支援事業の入院時コミュニケーション支援事業の見込み量の根拠は。	109	入院のコミュニケーション支援事業は、実際、1名ないし2名の利用者でここ数年推移していることから、その数字や実績をもとに2名としています。
13	地域生活支援事業(任意事業)の取り組み	放課後デイサービスや給付事業に移行するから、日中一時支援は減るだろうという見込みだったが、今回30%伸びてきている。その分析はどうなっているか。	111	<p>放課後利用については、放課後等デイサービスに移行しているのも事実ですが、最近ではスポーツや療育に特化した日中一時支援をやる事業所も増えており18歳以上の日中一時支援の利用の方が増えている実態があります。</p> <p>総数自体は、手帳を持っている方の総数が若干毎年増えていますので、その伸びからも、今後も一定数増え続けていくと考えています。</p>